

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<b>予算特別委員会会議録(3)</b>			
日 時	平成12年12月14日(木)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 9時13分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐野委員長、武井副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・中村・ 松本(聖)・斉藤(裕)・古沢・小林・西脇・秋山 <span style="float: right;">各委員</span>		
説 明 員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・ 福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、 樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に成田委員、秋山委員をご指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。

高階委員が西脇委員に、斉藤陽一良委員が秋山委員に、斉藤裕敬委員が松本聖委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

本日の順序は、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党、共産党の順序といたします。

なお、各会派質問一巡した後、古沢委員、斉藤裕敬委員の昨日からの質問がございますので、ご了承をお願い申し上げます。

武井委員

第二病院のナースキャップについて

簡単に3点に絞って質問しますから、簡潔明瞭に答弁してください。

まず1つは、昨日に引き続きまして、第二病院のナースキャップについてお伺いします。

昨日の市長のご答弁でも明らかになったように、小樽市の被服貸与規則は地公法第32条に抵触する内容だということが明らかになりました。そこで4点ほどお伺いします。

1つは、昨日のご答弁では、試行期間、これはとりあえず、いい悪いは別にして、早期に結論を出したいと、こういうご答弁でありましたが、これはいつまでのことを言うのか。もう3年間もやってきているわけですから、それにしても無法地帯を長くやってきたわけですね。ですから、これからどのくらいかかるのか、そのめどを明らかにして、早く規則に準じた業務に入っていただきたいと思うのですが、どなたでも結構ですからご答弁ください。

(二病)事務局次長

この本格実施に向けた早期結論のご質問でございますけれども、この件につきましては、二病としましては、遅くとも年度内には規則を改正の上、本格実施に向けていきたいと。できるだけ年度内を待たずともできるのであれば、早い時期に本格的に実施できるよう努力してまいりたいと思っております。

武井委員

これを年度内に決着つけたいという、規則改正も含めてということでございますが、この規則の中でどういうふうに改正するのか、第二病院は第二病院でやっている、市立病院は市立病院、それぞれ2つの内容があるわけです。一方は戴帽する、一方はしないと、恐らくこういう方向で決着つけるんだろうと思います。両方も一本になるのなら結構なんです。けれども、結論を出すのに、今までの経過から見て、どうも不戴帽の方向で検討するのではないかなと私は思うんですが、その点はいかがですか。そう思っているんですか。

(二病)事務局次長

第二病院としましては、不戴帽の方向での結論を試行してきたわけですし、そういう方向での本格実施に向けた整理ということですが、小樽市の病院事業の中で2つの病院があるわけで、その辺の対応が違っている部分につきましては、総務の担当の方ともいろいろ詰めながら、適切な、実態に合わせた改正をしてみたいと思っております。

武井委員

私は、今この規則には総婦長は3本の線を入れるとか、婦長は2本だと、主任は1本だというような、帽子の形態まで細々と決めてあるわけです。そういうようなことだとすれば、それにかわるものをつくる場合に、別の規定をつくらなければならないと思うのですが、同一市長のもとで市立病院、第二病院と区別して2つの規則をつくる考え方ですか。

(二病)事務局次長

確かに今被服貸与規程の中で、ナースキャップの中で、職位を示す線の入れ方というのがあります。それにかわるものとして、昨日もお話しさせていただきましたけれども、今つけているネームプレートを活用した中で試行しております。ですから、その辺も含めまして、法整備につきましては担当の方とも調整を図りながら、結論といいますが、実態に合わせた改正をしてまいりたいと考えております。

武井委員

名札、名札と言うんですけれども、お年寄りが多く入っている関係もあり、字を読めない人だとかそういう人もいます。これは帽子をかぶっていけば、看護婦だとすぐわかるわけなので、そういう意味では、私はこの名札という制度は、病人にとっては、また、特に目の悪い人もいらっしゃる、こういう人には非常に不親切な内容だと思うんです。これからバリアフリー化が進む中で、そういう弱者に対する、見てすぐわかる、触れてすぐわかる、そういうような体制にするのが、ほかはどうであれ、病院はそういう患者を抱えるわけですから、そういうふうにするべきだと私は思います。

ですから、検討してきたわけですが、今また、これから年度末までと、こういうことですから、あとまだ3カ月、4カ月あるわけですが、その間は規則のないままやらなければならないという問題が出てきます。昨日から明らかになったように、規則に抵触しているわけですから、そのようなことを、これからさらに3カ月、4カ月もほうっておくというのは、私は非常に問題があると思います。したがって、その施行をするまでは、もとへ返りなさいと、今の規則に従って行動すべきだと私は思うんですが、いかがですか。

(二病)事務局長

表示を明確にということでございます。それで考えておりますのは、ネームを少し大きくしまして、今の決められているネームでは、名前もだれなのか、それから職位もわかりません。それで、大きくして、ある程度色分けをして、できるだけ患者さんが見てすぐわかるような形にしたいということで今検討しております。

それから、ナースキャップですね、3カ月間つける、こういうことですが、まず1つは、今年の予算、つけないということで執行しておりまして、予算計上しておりません。しかも、今年計上しておりませんし、これからつけるということになりますと新たに買わなければならないということもございまして、ナースキャップは3カ月間つけるということにならないのかなと、こう思っております、規則との関係もありますので、規則そのものはですね、私どもは規則に違反してないというふうに考えておりますので、今の試行のまま、本格実施するまでの間、現在のままでいきたいと、こういうふうに考えております。

ただ、今、次長からも話ありましたように、規則改正、年度末を待たずに、できるだけ早く改正しまして、実施したいというふうに考えておりますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

武井委員

私、今の局長の答弁は昨日の確認事項と違うと思うのです。規則に抵触していないということがどうして言い切れるんですか。被服規程は32条に決められた規則と同じだと、少なくともまだ返納していないと。帽子はないと言ったって、まだ返納していないということも昨日あったわけですから、そうしたら、まだ持ってるわけでしょう。使えるから返納していないわけでしょう。使えなくなったら返納しますと、だから、使えるから返納してないわけでしょう。そうであれば、すぐにでもかぶられるのではないですか。これ一つとっても規則違反なんですよ、使えなかったら返せばいいんです。それを今局長自身が、今のように予算化してないからしてないんだと言うけれども、使えるから予算化してないんでしょう。そういうところがどうもあいまいだと。同じ市長のもとでありながらそういうようなことは、私は昨日の話と違うからこういうこと言いたいんです。この問題は、あとは早期決着の方で検討、けりついたと思ってるんだよ。ところが、まだその根本であるところが規則に抵触してないと言うんですから。

それでは、なぜ貸与された人は着用しなければならないのか、私は昨日も法律の解説書を読みました。「ものとし

る」とか、言葉の解説も全部読んできました。この中にもですね、それが細々と、この条文の解説について書いてあります。局長みずからがそういう考え方をお示しになるから、なかなかうまくいかないんじゃないかなという気がしてなりません。試行、試行ってね、そんなことを私は許すべきでないと思います。

それだけでなくって市役所は、市民の法律を守る模範を示さなければならない立場でしょう。そういう人たちがこういうことでは私は納得がいかない。規則改正をすれば1定に間に合うようにするんだらうと思いますけれども、それまでの措置として、私は今の規則の解説については納得がいかない。市長、昨日のご答弁もありましたが、今の局長答弁をどういうふうにご理解しますか。

市長

規則のある中で試行という状況なものですから、一時的にそういった状況が生まれるだらうと思います。試行中に規則を直せば一番いいのでしょうけれども、今後どうなるか、試行ですからわからないという状況の中で進めますので、規則との関係でいけば難しいといいますが、問題があると思います。

ただ、今二病だけで話をしますけれども、今後統合・新築になった場合にどうなのかと、同じ病院の中で、かぶる人とかぶらない人がいるという問題が発生しかねませんので、そういうことも念頭に置いてこの問題については結論を出すべきだと。第二病院の方も、確かに現場の意見として帽子をかぶらないというような方向ですが、将来のことも考えて一定の結論を出すべきだと思いますので、もう少し時間を貸していただきたいと思います。

武井委員

局長、市長の言葉聞こえたかと思いますが、もしも本当にその帽子が物に触れて危険というようなことであれば、支障を来さないような帽子に改良してもいいのではないかという投書があります。そのようなことにこたえるためにも、きちんとしたことをやるべきだと。看護婦になるときの、高等看護学校での戴帽式を夢みてみんな看護婦になってくると私は思うんです。それなら戴帽式なんかやらないべき。そういうようなことをやっっていながら、一方では名札でやって、ちゃんにすると。これはどうも納得いきませんから、1定にはいずれにしても規則改正があるのだらうと私は期待しておりますので、そこへ向けて早急に区切りをつける。試行の間なら規則はなくてもいいというような解釈では困ります。そういうふうによくやってください。

ふれあいパスについて

次は、ふれあいパスの問題です。昨日も他の会派からもありましたが、見直し論の中で、市長の私に対するご答弁を見ますと、利用回数が当初の見込みを大幅に超えたので、上げなければならないという、もちろん相手側のこともありますが、当初の見込みを大幅に超えた、そうすると当初どういうふうに見込んだのか。また、前市長が言った、将来の財政見通しも踏まえて実施したいと言っていた言葉にも、整合性を欠くような感じがします。小樽市の人口を見ると、いつになったら何歳の人は何人いる、70歳以上の人は何人いるということは、統計上もはっきりしているのですから、そのぐらいのはじき方はできると思うのですが、その点についてのご答弁を願います。

(高齢)管理課長

ふれあいパスの利用回数の動きについて、当初算定した回数の見込みの部分でどうだったのかということですが、平成9年度のふれあいパス制度を導入するに当たりまして、利用回数については、平成6年の8月に実施した高齢者の方の生きがい健康づくりの実態調査の中の、バスを利用される回数を参考に決めたものであります。

その調査の中で出てきた回数は76.9回でございますが、この回数は金額的には大変大きい金額だったんですけれども、中央バスのご厚意というか、ご協力のもとに、60回の算定としたものでございます。

武井委員

この76.9回が平成12年7月では277回まで拡大したので、中央バスでは予定よりも利用者が3倍にもふえているから増額せいと、こういう趣旨だと理解してよろしいんですか。

(高齢)管理課長

そのように理解していただければよろしいかと思ます。

武井委員

中央バスは、今1億9,000万円払っている実態ですけれども、利用者が3倍にふえているということは3倍の値上げを要求してきているんですか。向こうの方はどういう要求をしてきているんですか。

福祉部長

幾らの値上げ要求かというお尋ねでございますけれども、幾らという額を提示して要求してきているわけではございません。ただ、中央バスも、1日、例えば春と秋、年2回あるいは1回、それぞれ1日、始発から終発というんですか、最後まで統計をとってそれを見ますと、金額の出し方はいろいろあるかと思ます。いろんな換算、例えば回数券で換算する方法だとかいろいろあるんですけれども、それで換算しますと、約11億円という見通しもありますし、8億幾らという試算もございます。したがって、今中央バスに交付している金額との差が大変大きいので、その差を埋めていただくようにと、こういうようなことでございます。

武井委員

検討段階に入っているとの答弁があるわけですが、いつごろを目標にして結論を出すつもりですか。

福祉部長

いつまでというお尋ねでございますけれども、市長が本会議でご答弁申し上げてますように、新年度予算の編成の中で慎重に検討してまいりたいということでございますので、それに合わせた検討になろうかと思ます。

武井委員

新年度の予算の中でということは、新年度、4月1日からというふうに読み替えて結構ですか。

福祉部長

4月からという確定的なことではなくて、する、しない、それから、するとしたらどういう方法かということを経済的に考えるものというふうに考えてございます。

武井委員

見直しをしている内容には、いろいろの問題があります。期待感を裏切らないか、既得権を阻害しないか、そういういろいろ権利もあるわけです。どういう段階で、金額、所得の問題、あるいは年齢の問題、年齢を73にするとか75にするとか、いろいろ方法はあると思うんですが、どういうことを検討俎上にのせて論議しているんですか。

福祉部長

手法は確かに委員のおっしゃるとおりいろいろあるかと思ます。ただ、今検討に入ったばかりでございますので、部内でもまだ固まってない状況でもございますので、現在、具体的なその手法についてご答弁できるような状況には至っておりません。

武井委員

今のところ1億9,000万円のものが、11億円、8億円、こういうような金額が見込まれ、また、実際かかっているんだから、市の方も負担せいと、こういう内容だろうと私は思っているんです。そうだとすれば、お互いにこれを、8億円なら中央バス側も4億円負担するから、市の方も4億円負担せいと。そうすると、あと2億円市は負担しなければならぬと、こういうようにも聞こえてくるわけです。

中央バスだって、最初から、8億円かかったから全部負担せいということではないと思うんですね。答弁書の内容を見ると、そういうようにも受け取れる内容になってます。ただし、利用回数がふえたり、予想に反してふえたり、あるいは運賃値上げをしたときも増額していないし、こういうようなことになっていくからどうだと、私は受け取っているんですが、方法論の中の一つに、利用者もある程度負担するというようなことも考えてますか。

福祉部長

ほかの市の事例を見ておりますと、年齢や所得を制限するものもございまして、あるいは一部負担を導入するも

のもございます。また、これらをミックスしたようなものもございますので、手法とすれば、その中に今の一部負担も入るかと思えます。

武井委員

今当たりさわりなく言ったのだと思いますけれども、施行するときに、どうしてもできなかったのが所得の線引きなんです。最初実施するときに、その方がかえって経費がかかるということで線引きできなかったはずなんです。今それも入っているようなこと言いましたけれども、所得というのは入っていないのではないかと、いかがですか。

福祉部長

先ほどお答え申し上げましたように、具体的な他市の例で申し上げた手法でございまして、現在検討に入ったばかりでございますので、今お答えできるような状態ではございませんので、ご理解を願います。

武井委員

どうも抽象的な答弁なんですが、入ったばかりだ、入ったばかりだと、言ってるんですけども、新年度の予算の中で検討したいと言うわけですから、少なくとも1定の議会に何か出すつもりはあるんですか、ないんですか。それとも2定、3定、4定で、最後は何もしなかったということもあり得るんですか。

助役

時期の問題、経過の問題はただいま福祉部長からご説明ありましたので省略しますが、実態としましては、中央バスの方から、いろんな実態の数字が上がってきてまして、それに単純に一定の定期券なりの割引率を掛けたらこういう金額になりますよと。それがすべてということではなくて、増額の方で検討してくださいという趣旨で強く要請があったわけですから。それを受けて、我々としては、中央バス側の実態調査ばかりではなくて、我々サイドでも何らかの方法で実態を調査すべきだということで、それなりの実態調査をし、それからまた、地区ごとの民生委員のお手数を煩わせてアンケートをとりまして、回収した結果も今中身を分析しておりますけれども、そういったもろもろのデータを参考にしながら、これから本格的に検討に入ろうということでございます。市長答弁にありますように、できれば新年度の予算の中で、こういった方向にするかということ、予算にどう反映するか、条例をいじるのであればどういうふうにいじるかとか、そういうことも含めて今検討に入るわけでございますから、手法としては、今武井委員が言いましたいろいろな手法があるかもしれませんが、我々としては他市の状況なり、どんな手法があるかということについてこれから検討に入ることです。時間かけていたらやれるようなあれもありませんので、一定の方向性を早い時期に示し、議会の各会派等にも説明する機会あるいはまた必要な部分が出てこようかなというふう考えております。

いずれにしても、年明けに新年度予算が本格的に固まる前に何らかの方向性を出したいと考えております。

武井委員

見直しありきの発想でなくて、これだけ大勢の人が利用できるということは、今日の新聞にも出ておりましたけれども、お年寄りが割引のハイヤーを利用したり、あるいはミックスさせてバスの利用をして非常に喜ばれているというのが大きく載っておりました。私は、お年寄りがこれだけふえたということは、うれしい悲鳴でないかなという気がするんですよ。それだけのお年寄りの方が頼りにしている。恐らく市長の方に足向けて寝てないと思うんですよ、このお年寄りの方は。それを無理やり足をけとばすようなことのないように、いろいろ検討はあると思いますから、そのところは何とか、お年寄りが喜ばれるような方策をぜひともとっていただきたいとお願いをしておきたいと思えます。

新幹線問題について

最後の問題ですが、これは新幹線問題です。

市長は一生懸命期成会の会長になって新幹線誘致をしているけれども、東北新幹線設置が決まったころから、八戸を中心にして在来線の分離問題で大きく揺らいでいるということは、私は前から指摘してきました。ところが、

ここへ来て、それがさらに大きなうねりになってきた。そして、北海道にもお金を負担せいと、こういう問題まで出る。これは言うのは当然だと思うんです。北海道の物流の44%が東北線を通っているわけですから。そうすると、芋をはじめ農産物のほとんどはJR貨物を使ってるわけです。そういう意味では、北海道の44%、半分近く使ってるんだから第三セクターの負担金出せというのは向こうの自治体の長の当然の発言だと思うんです。

これらに対して、うちの方も今度は出てくるわけです。新谷市長は、新幹線ができて、並行に走る在来線といっても、小樽・札幌間はなくなると私は思いますと、こういう答弁してるんです。いくらスキームの中にそう出ても、札幌間はドル箱だからなくなるとはならないだろう。こう言っても、市長は期成会の会長やってれば、長万部・小樽間は、おれは小樽からこっちは関係ないよというわけにはいかないと思うんです。JRから離れる場合は、必ずこれは第三セクターにするなりバス代行にする、スキームにはそういうふううたわれていることは市長も認めてるわけですから、そうなったときに小樽市にも負担がかかってくる。あるいは、余市なり倶知安なり長の人たちは副会長として期成会やってるんですけれども、果たして八戸のような事件が起きないか。今一生懸命期成会やって、さあ通るとなったときに、線路が取り払われるようになる、あるいはバス代行になる、第三セクターになるというふうになったときに、この長の人たちは本当に在来線が分離されることを、きちっと書いてあるにもかかわらず、それを理解してやっているんだろうかと。町民は恐らく知らないと思う。私は、この沿線の町議会に行って聞いてきましたら、そんなことになってるんですか、そんなことならば賛成できませんと、こう言っている議員もおります。

ですから、新幹線は欲しいけれども在来線も欲しいと、こういう自治体の長はですね。そういう方が山田市長を長にする誘致の期成会に入っているんですよ。市長は今までこれらの長と、こういう問題について論議したことがあるかないか、まず聞いておきたいと思います。

市長

期成会の会長を私が市長になってからやってるわけですし、新谷前市長がずっとやってまいりまして、期成会の中で早期の完成といいますか、そういった要望運動を続けてまいりました。

具体的に在来線をどうするかという問題について、私の知ってる範囲では期成会の中では議論をしておりません。今の状況の中ではしておりません。

武井委員

現段階では、今市長が言われたように、まず新幹線ありき、新幹線、新幹線と言っているけれども、はっきりJRは方針出してるんですから、既に東北線は分離して第三セクターをつくってるわけですから。そういう意味ではこれは必ず出てくると思うんですね。そうなったときに、例えば、うちが小樽から先はほかの並行線で、うちは関係ないんだから、うちは負担金なんか払わないよとか、そんなことにはならないと思うんです、期成会の会長である以上は。ですから、そういう将来の財政の問題なども含めた期成会、新幹線の誘致でないと、いろいろな問題が、またぎくしゃくしたものがおこると思うんです。

市長は今まで話し合いをしたことはないと言ってるわけですが、今後これらのことも含めて、十分その期成会の各役員の方々とご相談をして、そういう向きはどうか、既に市長が意見書さえ知事に出している現状ですから、ぜひとも今後の市長の進め方、期成会の会長としての進め方、これについてお答えください。

市長

新幹線の誘致につきましては、基本的には札幌までということでも今後も進めていくんだろうと思います。ただ、東北新幹線の関係で線路使用料というものを関係自治体に負担をしてもらおうという話が、まだ新聞紙上でしか承知しておりませんが、そんな話が出てきていると。そういった問題が、まだ具体的に北海道の段階あるいはそれぞれの期成会の段階に問題がおりてきておりませんので、今後どういう状況で推移するのかわかりません。

国の方も、こういった問題について財政負担をしなければならないだろうというふうな方向が見えてきているよ

うですけれども、今後具体的にそういった問題が生じてきましたら、沿線自治体としてもそれは当然検討しなければならぬでしょうけれども、まず北海道自体がこういう問題にどう対処するのかというところからスタートをしていくだろうと思いますので、そういった状況を見ながら期成会の中でも議論をしていきたいと思います。

武井委員

ぜひとも、せっかくご努力していただいていたものが、後で負担金をめぐってごたごたする、これではもうどうしようもないわけです。まだ東北線は、北海道も利用するんだから北海道に負担せいというゆえがあるけれども、北海道はまさか国後に助成せいだとかサハリンに助成せいというわけにいかないわけですから。どうしてもこれは行きどまりなんですから、後で混乱のないように、私は願っているわけです。市長は話し合いをしていきたいということですから、ぜひともそういう方向で進めていただきたいとお願いして終わりたいと思います。

委員長

それでは、武井委員の質疑を終結いたします。

-----  
秋山委員

介護保険について

介護保険に関連して、保険給付費の補正に関して、まず確認でお聞きしたいんですけれども、今回、補正をせざるを得なかったという理由の一つに、立てた予算よりも在宅の利用者が少なかった、その反面、施設利用者の方が多かったために施設サービスの方で3億9,911万1,000円不足となった。それと、入る予定になっておりますラ・ポール朝里温泉、その分も含めて補正をしたということによろしいでしょうか。

介護保険課長

今回の介護保険事業の補正でございますけれども、今委員がおっしゃったとおり、大まかにいいますと、在宅の利用者が減って、在宅の費用が落ちた。それに反しまして施設の方では施設利用者がふえて、費用もふえた。総体的に見ますと、4月から8月までの利用実績では予算と比べますと2.9%伸びている状況になります。このまま行きますと当然全体の予算が足りなくなりますことから、こういった実績を勘案をして必要額を補正計上した、こういうことでございます。

秋山委員

北海道の傾向性、また小樽の傾向性として、私が相談されるのは、在宅というのは資金の面で抑えるということで、我慢するというのが多くて、最終的にはどこか入れるところを見つけてもらえないだろうかという相談の方が現状として多いというのが本音です。

そういう中で、施設サービスのマイナス、足りなくなったという部分の中で、特養、老健、療養型を洗われまして、老健では立てた予算よりも少なくなったけれども、2つ、ほかの特養、療養型、特に療養型で予算がとられたという点に関しては、なぜそちらの方がふえたのかという部分でお願いいたします。

介護保険課長

施設サービスの費用増の関係で、特に療養型病床群の部分でございますけれども、当初この費用の見込みに当たりましては、療養型病床群については1人当たり月額42万9,000円、この額を国の方から使いなさいと提示されたものであります。それをもとに計上いたしましたが、介護保険が始まりまして、実績を4月から8月まで見ますと、実際は42万9,000円が47万7,000円と、率にしますと11%ほど単価が上がっている。これが施設全体の総体の費用を押し上げているんだと、こういうふうに理解しております。

秋山委員

先ほども言いましたが、施設に入れるということを望む、そういう地域であるだけに、今後も小樽市の場合は在宅サービスよりも施設サービスの方を選ぶという傾向性が高いと見ますが、どうなんでしょうか。

介護保険課長

介護保険制度では、施設の空き状況もございますけれども、基本的に申し上げますと、ご自分あるいはご家族の意向で、施設、在宅を自分で選択ができる、このような仕組みになってございます。実態を見ますと、8月時点では在宅、施設ともほぼ半々の利用になっているという実態がございます。施設の方でいきますと、医師だとか看護婦だとか、専門のスタッフがいて安心だということ、それから、中には家族の方と一緒に暮らしの方がいらっしゃるんですけども、日中勤めに出て、おひとりになってしまう。そうすると、非常にそのことが不安だと。あるいは、今家族の方でサービスを入れて利用していても、家族の介護負担がかなり過重になってきますとどうしても施設に頼らざるを得ない、こういったようなことなんかが総体的に絡み合って、施設に対する利用希望が多くなっている。当面こういった傾向が続くかなというふうに考えてます。

秋山委員

いただきました答弁の中で、こういう施設サービスの利用がふえると必然的に保険給付費が増加することは、保険料を引き上げる一つの要因となるものと考えておりますという答弁をいただきました。そういう面から考えていきますと、介護保険制度を利用できる、しているというのは、現状として高齢者の13%前後にすぎない。この方々だけ保険料を引き上げるといってもいけませんし、そうすると一律負担がふえてくるという可能性につながると思います。今後、保険料を、見返りですね、払いっ放しというか、そういう部分、どのような対策を市ではお考えでしょうかお伺いいたします。

福祉部長

介護保険の制度というのは、国民が重層的に支えるといいますか、みんなで支え合うという制度になっております。また一方、介護給付費がふえますと保険料が上がり、給付費が減りますと保険料も減ると、こういうことになっております。したがって、そうならないようにするためには、介護予防事業といいますか、健康づくり事業といいますか、そういうものが非常に大事になってくるという認識を持っております。

今年の3月に高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を決めておりますので、それら、あるいは介護保険事業が始まってからの実態などを勘案しまして、そういった面に力を入れていかなければならない。各部と連携をとりそういう事業に取り組んでいる、今後も取り組んでいかなければならないものという認識を持っております。

秋山委員

今、具体的に保健所などで、高齢者向きに健康づくりという部分で取り組まれている部分がありますでしょうか。

(保健所)主幹

保健事業の中においては、介護を予防することを事業という形で見て、老健法の中で健康教育とか健康相談、訪問指導等をやっておりますけれども、状況に合わせて、評価をしながら検討していきたいと思っております。

秋山委員

受講される人数はどうなんでしょうか。

(保健所)主幹

まず1つ先に言わせていただきたいんですけども、今、保健所ではB型を直営でやっております、地域参加型という形なんですけれども、稲北では24人、銭函では15人の利用者がいて、閉じこもり予防を含めて活用されています。

健康教育に関しては、依頼されていく出前、こちらで予定している介護予防教室等をやっております。11年度の数字ですが、老健法でかかわったものは大体3,800人くらいおりますが、その中で寝たきり予防ということできると300人、骨粗鬆症関係ですと150人くらいでございます。

秋山委員

全体から見たらまだまだごく一部の人しかかかわっていないという現状を見たときに、保険料を払っても、何ら

かの形で還元できる方法を考えていただければありがたいと思います。

公園について

次に、公園に関して伺います。

現在、整備を考えている公園があれば教えていただきたいんですが、公園整備に関しては、これからつくる公園だとか、現在、目的を持ってつくられております色内埠頭公園のようなところはやりやすいと思うんです。私が一般質問の中で取り上げたのは、現実にはせっかくすばらしい公園がありながら、活用されていないと言ったら語弊があるかと思いますが、そういう部分の公園、身近な公園の整備ということで、具体的に時期などを示せましたら、お考えをうかがいたいのですが。

公園課長

現在、市内に開設しております公園、大小合わせまして90カ所の公園がございます。

今、色内埠頭公園のように新設している公園、今後再整備を考えていかなければならない公園がございます。大多数が昭和50年から60年につくられました公園ですので、施設が大変古くなっています。現在、市民ニーズも大変変わってきておりまして、今の施設では物足りないというような段階にもなってきております。閑古鳥が鳴いている公園もあります、これは本当に寂しい限りです。新設も大事だと思いますけれども、今開設されている公園の再整備、こちらの方に重点を入れて来年度からやっていきたいと、このように考えております。

秋山委員

来年度からというのは、特定のすぐ近くの花園公園とかという形で受け取ってよろしいんですか。

公園課長

小樽公園に関しましては、今、庁内で再整備の検討委員会を立ち上げまして、土木部内でやっております。それでもいろんな、どういうふうにしたらいいかという意見がたくさんございまして、小樽公園に関しましてはもう少しお待ち願いたいと思います。来年は、再整備第1号として入船公園ができたかと考えております。

秋山委員

提案の中で、高齢者や障害を持つ方も安心して憩える公園、先ほども介護保険に関連して、予防という観点からぜひ考えていただければなということがあるんですけども、平成9年に横浜の保土ヶ谷区に、生き生き健康づくり広場、シルバーパーク事業というのを見に行く機会がありました。この公園は、今までは公園というところとイコール子供という管轄であったけれども、身近な公園を利用して、高齢者向けの軽度な健康器具を設置して、利用しながら自然に無理なく健康が保てるよう、そして、あわせて三世代の交流ができるようということを目的にして行われた事業なんです。

見ましたときに、「いや、すばらしいな」と思いつつ「小樽にはきっと合わないな」と正直思いました、温かい地方だっただけに。ただ、公園を有効的に使ってるなと思えました。川を挟んで小高い丘、地下にはプールの施設がありまして、坂を利用して子供たちが滑り台でおりていって、川には、この川にいる魚だとか飛んでる鳥の名前とかが全部設備されて、本当に楽しめる施設になっていて、プールの上の部分に高齢者向けの器具が並べられておりました。一回りすると本当に一汗かくというような、本当にあちこち痛い人は大丈夫かなと思いつつ見てまいりましたけれども、感心したのは、この目的がすばらしかったんですね。どこでやられたかというところと保険年金課でこの公園をつくられたというところがすばらしいなと思って帰ってきたんですけども、こういう制度というのは今もうあるんでしょうか。

公園課長

今の話は私は初めて聞くんですけども、公園関係は都市局の公園緑地課というところでやっております、他の公園、いろいろな補助金の出るところはあると思うんですけども、勉強不足で、その件につきましてはわかりません。

秋山委員

すばらしいなと思ったのは、要するに高齢化社会が進む中で介護が始まるだろうと。何とか介護の需要を極力減らすために、高齢者の身体機能を保ちつつ健康を維持していく具体的な施策が大切だということに焦点を当てて、保険年金課でその公園を、縦割りでなくて横割りに完全になってました。そして調整されて、そういう公園をつくられていたということで、やればできるんだなということは、この平成9年のとき学んでまいりました。

今後、小樽でも、こういうことも研究されて、本当に世代を超えた交流ができるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

公園課長

今の秋山委員のご意見は本当にごもっともだと思います。それで、私どもも、地域特性があると思います。どんな公園にも、それが全部が合うかどうかというのはまたちょっと考えるところでございますけれども、少子高齢化、これからもうそういう形になっておりますので、互いにその公園に来て遊べると、また、その今の健康器具も、どういうものを、いろんなものたくさんあるんですけども、どういうものがいいとか、そういうものを考えまして、再整備を行うときに、その中に盛り込んでいきたいなと、このように考えております。

秋山委員

では、いい方向性で、本当に楽しい公園をつくっていただくことを希望いたします。

女性議会について

次に、女性議会についてお伺いいたしますけれども、答弁の中で、市長と語る会を通じて女性の声を聞きながら市政に反映するように努めているという内容のご答弁がございました。どのようなところにそういうものを参考に活用されたのか、差支えがなかったらお聞かせ願いたいと思います。

市長

ソロプチミストですとか商工会議所の婦人会ですとか、婦人団体連合協議会とか、いろんな各団体の皆さん方とやってみまして、例えば顕著に覚えているのは、婦人大学講座というのをやってるんですけども、これがたまたま社会教育の市民大学講座と時期がバッティングするから、どちらかをずらすべきだと、我々が先にやってるので、6月ころやってるんですけども、市民大学講座は冬といいますか、2月ころの開催だったと思います。これがたまたま6月、7月にバッティングするので、受講者が大変困るということで、両方調整しましょうという話もありました。本当に市民生活に直結した話が非常に多かったなという感じを受けてまして、除雪の問題から道路の問題、性教育の問題、いろいろな問題が飛び出してまいりまして、本当に有意義であったなと思っております。

秋山委員

申しわけない、個人的見解になりますけれども、今市長がおっしゃったような、こういう会に参加されるメンバーというのは、要するに婦人団体の長が多いのではないかなと。私は一般庶民の感覚からしますと、新聞報道で「ああ、市長と語る会があったんだな」という感じで受けております。どういうメンバーがどのような内容のお話をされているのか、要するに顔が見えないという部分が、何となく遊離された部分で話合いがされているのではないかなというふうに感じておりました。庶民の目からかなり遠い存在の部分での話合いではないのだろうかというふうに考えて見ておりましたけれども、この件もそうなんでしょうか。

市長

話合いの内容については、できるだけ「広報おたる」で内容をお知らせをしております。団体によってですけども、婦人団体連合協議会は、構成自体が各団体の代表者ということになってます。それから、ソロプチミストなんかは一般会員ですから、どちらかというと女性の実業家といいますか、そういう方が多い。商工会議所の婦人会は女性経営者の方々ということで、一般の方というのはなかなか対象が難しいので、これからの課題かと思っておりますけれども、幅広くご意見を伺っていきたくて思っております。

秋山委員

そういう点から見たときに、申しわけないんですけども、女性講座、公募がかかれば、自分の意見を持っている人しか集まらないかもしれないけれども、見える立場で話し合いができるという部分にまた意見があるんじゃないかなと思って考えております。

答弁のもう1つの中に、女性議会の開催を考えてくださっていらっしゃるようなんですが、男女共同参画プラン策定を推進する中で検討してみたいというような内容だったと思うんですが、なぜこの部分にこれを持っていかれたのかなという部分を、お聞かせ願いたいんですが。

青少年女性室長

これは前にもお答えしていると私記憶しているんですけども、ご存じのとおり、男女共同参画プラン、小樽にはないわけですから、これからつくっていかねばならない。つくっていく中で、女性議会をどうするかということには直には触れませんが、やはり女性のご意見をいろいろと聞いていく場も出てきますので、その手法の一つとして女性議会をその中で検討していきたいと、こういう趣旨でご答弁を申し上げたということでございます。

秋山委員

プランをつくる中で、女性の声を聞いていく場としてだけでとらえていただきたくなくて、要するに、さまざまな見えない部分で活躍されているメンバーの声をぜひ聞いていただきたいという思いもあります。そういうことで、小樽というのはどちらかというと先進的風土が強いのではないかなと思っております。そういう意味で、ぜひ特定のという部分ではなくて、女性がもっと張り切って頑張れるような小樽にさせていただきたくて、この女性議会を早い機会に開いていただければありがたいなと思っております。

それともう1つ、プラン策定の期間とおっしゃってございましたけれども、具体的にはいつごろを考えていらっしゃるのかお伺いします。

青少年女性室長

この種のプラン策定がいつかというお尋ねだと思いますけれども、一つの流れとしましては、前にもお答えしてありますが、国がプラン策定の基本的な考え方をまず示す、それに伴って、既につくっている各都道府県の男女共同参画プランの見直しが行われる。それを受けて、既につくっている市町村ではプランの見直しを行う、つくっていないところはそれに合わせたプランを策定していくと、こういう流れになろうかと思っております。

実は先日、今月12日に国がこの男女共同参画プランの基本的な考え方というのを閣議決定してあります。それを受けて、北海道の場合は既にプランがございますので、13年度に見直しを行っていくと、このように聞いておりますが、本市としては道のプラン見直しと並行して、その見直しの中身を取り入れた形で策定を進めていきたいと考えております。

秋山委員

何年、何年という感じになりますけれども、13年度の前になるのか後になるのか、という形でお聞きしておいてよろしいでしょうか。

青少年女性室長

私どもは、できれば14年度に最終的な策定を終えたいという希望を持っております。

秋山委員

出前講座について

次に、出前講座に関して、すごくよい答弁をいただきまして、大変うれしく思っております。

実は、朝、7月に受付を開始して実行しております市に電話をかけて聞いてみましたら、大変に好評で、今日現在で80件以上受付に来ていて、こなすのが大変な状況だそうです。

当初、受講される、呼んでくれる対象に町内会の老人クラブだとかPTA関係とか企業の組合関係を想定していたそうなのですが、予想外だったのは、小・中・高、学校の総合学習にこれが大いに活用されているという点で、びっくりしましたということなんです。

授業時間の2時間を、市の職員が緊張して臨んでいるそうです。事前に子供たちが何を求めているか自分方で全部内容をチェックして要望してくるそうなんですけれども、自然環境から始まって国際交流、財政問題等と、ばっちり勉強して臨んで、すごく新鮮だというお話でした。

それで、総合学習に取り入れて学習されるという部分で、教育委員会としてどう考えていらっしゃるでしょうか。  
(教委)指導室長

総合学習への活用ということについてですが、私も現在、生涯学習ボランティアリーダーという登録がありまして、その活用が各学校で進められております。今の趣旨をお聞きしますと、今年の事例を見ますと、市の職員、環境部の方にゴミ問題について生徒が直接お話を聞くというような機会もございますので、各学校から要望がありましたら、ぜひそういう方向で活用させていただきたいと思っております。

秋山委員

そのほかに、ある女性のメンバーからも、他市では例に挙げた市以外にも、具体的講座という形はとっていないにしても、大方、要請があれば職員が出向いていくというのは制度化されているみたいなんですけれども、具体的に、市役所の玄関を入ると、こうこうこういう科目にはこういう方が出向きますときちんと連絡先まで書いてある。小樽はどこへ行ったらそれは書いてあるのか教えてくださいという声まで入ってきております。そのぐらいやはり勉強したいという意欲が出てきているのかなと思ひまして、ぜひ前向きに取りかかっていたいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

企画部長

本会議で市長からご答弁申し上げておりますが、出前講座については実施に向けて検討すると、こういうような前向きな答弁をさせていただいております。

これはおっしゃるとおり、今まで小樽でも、声がかかれば出向くようなことで対応してきた経過があるわけですが、ただ、一般市民の方々がどこに連絡すればいいというシステムまでにはなっていないというのが実態でございます。ただ、今回のご提案もありますし、ほかの都市の状況もございますので、そういうものを要望としてきちんと構築しまして、できるだけ早い時期に検討して実施に向けていきたいと考えております。

秋山委員

ファクス設置について

ファクス設置に関しては、早速受付のところなどに表示をされたそうで、本当にありがたく思っております。最終的にはファクス設置を目指して、実現できますことをお願いいたします。

公共施設の暖房料について

ただ、1点違う部分で、不思議だな、庶民の感覚から見たらちょっと変わってるなと感じた点だけお伺いして終わりたいと思ひます。

市民会館とか市の公共施設の暖房料の件なんですけれども、役所から見ればそれは当然だと思うんですが、見てみましたら、使用料はきちんと表示されておりますけれども、暖房料は「市長が別に定める」と書かれておりました。市民会館は使用料の8割が暖房料なんです。市民センターは5割、いなきたコミュニティセンターが2割という状況なんですけれども、不思議だなと感じたのは、一番便利のいい、駐車場つきのきれいなところが2割なんです。おまけに会場使用料も安いんです。市民会館から見たときに、普通であれば、人気のあるところは多少高くても、行く人は文句言わないんです。会場を申し込んでもなかなか空きがない。それで市民会館をお借りするんですけれども、領収書を見てびっくりという状況があります。

この件に関して、この矛盾、どうしてなのかなということを教えていただきたいんですが。

市民部長

市民部所管施設、いろいろございますけれども、市民センター、市民会館を除きまして、私どもといたしましては、ほぼ実費相当分に近いものではないかと、こういうふうに考えております。

ただ、市民センターにつきましては、たしか平成7年のオープンでございますけれども、当時は他都市の同種施設の状況等も調査をしています。市民センターの場合使用料の5割となっておりますが、当時、他都市の同種施設を見ますと、8割、10割というところもありましたし、もう少し安い3割というところもありましたけれども、ほぼ、当時半分近くが現在の小樽と同じように使用料の5割と規定していたと私は記憶しております。

ただ、市民会館につきましては、今ご指摘にございましたように、センターと同種施設でありながら使用料の5割、8割ということで違いがございます。こういった点につきましては、今後研究させていただきたいと考えております。

秋山委員

今後検討していただくというご返事をいただきましたが、具体的に市民会館は使用料4,000円の場合は暖房料3,200円ですよ。これが市民センターになれば2,000円、コミュニティになると800円で済むんですね。だから、そういう感覚で今後トータル的にこの料金というのは考えていってもいいのかなという部分をご提案申し上げます。

市民部長

料金体系の問題にもなるかと思えますけれども、私の記憶では、市民センターのときいろいろ調べましたところ、数は少ないのですが、暖房料相当分を基本料に組み込んでいるところも何館かございました。大部分の会館では暖房料と基本料を別立てにしております。

それでは、どのように規定すればいいかという問題にもなるかと思えますけれども、ご承知のように、原料となります重油あるいは灯油、こういったものは毎年価格の変動がございまして、全体でとんとんというご指摘でございますけれども、なかなかその規定といいますか基準といいますか、そういった面で難しさがあるのかなと、こういうふうに考えてございます。

秋山委員

個別で見たときは、確かに建物も古いし、通ってみたら人の使っていないところも温かかったしという部分で、いろいろな違いがあるかと思えますが、一つ一つではなくて全部のトータルとして採算が合う方向性で今後考えていただければありがたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

-----  
松本(聖)委員

市立病院について

まず最初に、新聞記事を見まして気になった点が1点ありましたので、ご質問いたします。

平成12年12月9日の北海道新聞の記事でございまして、これは代表質問、共産党と自民党、それから公明党の代表質問に関する新聞記事です。この中に病院に関する、たしか公明党の質問に答えたものだと思いますが、病院に関する記事があります。

「外来患者数も同4.5%増と好調なため」という表現があります。これは病院関係者のどなたか取材を受けられたのでしょうか。

(樽病)総務課長

12月8日の斉藤(陽)議員の代表質問の中で市長が答弁しました中身でございますけれども、9月末現在の入院

収益だとか外来収益の比較をさせていただいております。今お話のあった外来収益4.5%増というのは、前年度の9月末と比較しまして4.5%外来収益がふえてますと、こういう内容でございます。

松本(聖)委員

いや、聞いたのは、だれか取材を受けたんですかと聞いたの。数字はここに書いてあるからわかります。

(樽病)総務課長

取材は受けてございません。

松本(聖)委員

いや、気になったんですね、この「好調なため」という表現が。これは新聞社に文句言ってるわけじゃありません。勘違いしないでください。

病んで病院に通っておられる方にしてみると、患者がふえて喜んでいるととられるわけですよ。我々はぐあいが悪くて仕方なく病院に通ってるのに、病院はそれをもる手を挙げて、好調だ、好調だと喜んでい。病院というのはそういう施設じゃないですからね。

市民にとってみたら閑古鳥鳴いての方がよっぽどいいわけですよ。経営はたまったものじゃないですけど。

もし取材を受けて、こういう表現をしたのだとしたら、これは患者の心情というものを全く考えてないのではないかなという気持ちがありましたので、聞いてみたんですが、いかがですか。

(樽病)総務課長

ただ数字を述べておまして、松本委員が言いましたような表現も代表質問で答弁しておりませんし、取材の中のそういうことは受けてございません。

ただ、今お話ししましたように、病院の収益がふえるということはそういう患者さんがふえるということだから、不届きという考え方もございますが、ここで述べました答弁というのは収益ということでしたので、それで数字を述べたんですけれども、現実的には好調であるというような表現はしたつもりはございませんし、取材でも受けたことはございません。

松本(聖)委員

病院関係者としてそういうことは言わないと思っておりましたけれども、これからも、そういう機会がありましたら、表現に気をつけていただきたいと思います。

そもそも市立病院の機能といいますか、公立病院の役割というのがあると思うんですね。前々から指摘させていただいておりますけれども、市内にはたくさんの民間の病院があります。高度な医療を行っているところもあります。入院患者や外来患者は、ただふやしていけばいいというのが公立病院の使命ではないことは全国を見てもわかってると思うんですね、役割の分担というものがありますから。患者のたらい回しという意味ではないですよ。公立病院というのは、高度医療ですとか救命救急医療ですとか急性期の初期の医療ですとか、急を要する、高度な技術・設備を要する、こういうところに力を入れていくべきなのではないでしょうか。それによって収入を上げていくというのが本来ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(樽病)事務局長

ただいま総務課長がご答弁申し上げましたけれども、私どもの、従来からの基本的なスタンスは、患者にとってどうなのかという認識を持っておまして、ご質問の趣旨が経営問題に関するということでそういうことになりました。

今いろいろ委員からご指摘ございましたけれども、それはそれで私ども当然だと思っておりますし、私ども、病院経営に当たっては、これからは病院が市民の方に選ばれるんだと、患者に選ばれるんだと、そういう観点でいつも院長の方から訓辞を申し上げておりますし、これから患者に選ばれる病院の位置づけで、今おっしゃったことを含めて院内で十分検討していきたいと考えてございます。

松本(聖)委員

いや、市立病院、利益出してくれなければ困るんです、建て替えなければならぬんですから。そういうことを踏まえて、さらに、理解した上でお尋ね申し上げますけれども、検討会議の席上で出た話があると思うんですね。

医師会長、何ておっしゃってましたか、患者をふやすと病院が言ったときに。ちょっと仄聞したんですけどね、「患者取り合ってどうするんだ」と言って怒りませんでしたか、「それよりも機能を考えろ」と。我々素人が考えるのと医師が考えるのと同じこと言ってるわけですよ。市立病院の新築に関しては、そういった高度医療に力を入れて、市内の民間病院と役割の分担をきちんとしていくということをはっきりさせていただきたい。そういう意見が出たのではないですか。

(樽病)事務局長

前の特別委員会でご紹介してございますけれども、この新築、将来の病院構想問題の委員会では、ただいまいろんなご意見が出てまして、私どもとしては委員会総意の提言はまだいただいてございません。

今おっしゃったことについては、もちろんそういう意見もございますし、私どもは基本的には病診連携だとか病病連携というのは当然のことでございますので、医師会の会長が申されたのは、前段の部分がいろいろございますので、ここでご報告できませんけれども、そういう観点では、これからの病院は機能分担をして役割分担をして、管内の完結型の病院を目指していけば、病病連携、病診連携というのは必要なことだろうと。そういうことについて、我々病院も院長をはじめドクターも十分関心を持っているところですので、懇話会の意見をよく聞きながら、また委員の皆さんとご相談してまいりたいと考えております。

松本(聖)委員

十分な認識のもとに検討作業を進めていただきたいと思います。

小樽港マリーナの2期工事について

先日、一般質問で小樽港マリーナの2期工事の件について若干お尋ねさせていただいて、その答弁の中に、マリノウェーブ小樽と検討を進めているところであるというご答弁であったと思います。その検討の進捗状況を具体的に示していただきたいのですけれども。

(港湾)工務課長

現在、マリーナの方とは担当者レベルで今後のマリーナの計画に関する基本的な事項について協議しています。これは公表できる段階にはございませんけれども、いろいろな角度から検討しているところでございます。

松本(聖)委員

なるべく早急に公表できるような状況に、今言えないということであれば無理に言ってくださいとはお願いしませんから、早い時期に示していただけるものと希望しております。

社会福祉協議会の介護保険事業について

春の時点で、社会福祉法人に対する小樽市の補助金、これを出すに当たって提出していただく必要な書類に貸借対照表というものが入っていたと思うんです、条例の中で。

いまだかつて一度も出されたことがない貸借対照表ですね。すなわち今年の3,100万円という補助金も条例に違反して支出されていたということであるというのは、以前の委員会でも福祉部もお認めになられている。これは改善するんだというお約束をいただいております。間違いはないですか。

高齢社会対策室長

間違いなくご指摘いただきまして、私ども、社協の方に昨年以来そこら辺のお話は申し上げておりまして、複式簿記で今年は経理を進めておりますので、今後はきちんと出てくるというふうにご理解いただきたいと思います。

松本(聖)委員

私、簿記のことは余り詳しく知らないんですが、今までは単式簿記なんでしょうけれども、複式簿記にすること

の利点というのを、財政部でも構いませんから教えていただきたいんですけども。

財政課長

複式簿記といいますか、貸借対照表がメインになりますけれども、一番のメリットは財産の内訳といいますか、財産管理の面で、どういう財産を持っていて、そのためにどれぐらいの資本を投下し、また、どれぐらいの負債を抱えているのか、その中身がわかりやすい。それとあわせて、損益計算書をとることによって、1年間の収入、支出、いわゆる損益の関係の動きがわかりやすい。その辺のところにはメリットがあるのではないかと思います。

松本(聖)委員

プラス・マイナスがよくわかるということですね。損益がはっきりする、経営状況がはっきりするということですね。今までどんぶり勘定で、どんぶり勘定とは言わないけれど、よくわからない中で経営してきた、このたびは、この収益事業、私は収益事業だと思うんですが、福祉部は社会福祉事業と言っておりまして、民間がやっているんだから、利益を上げているんだから収益事業なんでしょう、業態は。こういうことをするに当たって、きちんとした会計をしていただきたいと、ずっと要望してきたわけでありまして。このたび、資料を会派として要求させていただきまして、5点ほど出て来たのですが、これに基づいて若干質問をさせていただきます。

資料の2によりますと、平成12年度と13年度の予算、比較いたしますと、支出の部分で、人件費で647万6,000円削減するんだという計画になっております。支出の総額では1,119万8,000円。この人件費の647万6,000円の内訳を教えてください。

高齢社会対策室長

人件費、マイナスの部分の内訳でよろしいんですね。

松本(聖)委員

いや、647万6,000円減らすと言ってる、その内訳です。

高齢社会対策室長

積算でございますが、今、常勤ヘルパーの関係の退職者を不補充ということで進めておりまして、今年度大体10名程度、実質的には、昨年、当初予算69名で組んでおりましたのが今現在57名ということでございまして、来年の見通しとして、年度末には52名になるだろうと考えてございまして、この差が主でございます。

松本(聖)委員

57名から52名ということは5人ですよね。

高齢社会対策室長

はい。

松本(聖)委員

1人にかかるところの、月20数万円お渡ししてますよね。人件費、共済費と書いてあるので共済費も含めて1人に大体幾らお支払いになられているんですか。

高齢社会対策室長

1人おおむね、共済費含めまして約300万円近くになってございます。ただ、これは年度途中の退職でそれぞれ見込んでおりまして、そこら辺が実際の数字と多少ずれがありますので600万円ということになってございます。

松本(聖)委員

これBマイナスAということですね。平成12年の予算と決算見込みですから2,595万6,000円、12名の退職で2,600万円なりの削減効果がある。この中で登録ヘルパーというのを導入して、その分の人件費も払っているわけですよね。それで2,600万円減らせたんですね。今回5人、それで12名でしょう、5人で600万円、ちょっと率として合わないような気がする。

高齢社会対策室長

単純計算でいきますと12名ということで300万円の3,600万円ということになるわけですが、これも年度途中の退職者がありまして、多少減ってる部分がございます。ただ、割合、今年度は当初から減っていた部分が多いでございますので、比較的金額が大きくなっております。来年度はそういう部分では年度途中が多くなるのかなという予測のもとに組んでございます。

松本(聖)委員

わかりました。理解しました。年度後半でやめる人が多いということですね。わかりました。

それで、今年度、努力して努力して、当初より2,500万円下げたわけですね。

もっと、旅費も下がってますし、2,300万円努力して、経営努力をしてきたわけですね。来年度の努力目標は1,300万円。半分になってしまった。さらなる努力をするという意味じゃなくて、努力は半分にする数字上はとれるんですが、どういう意気込みなんですか、これは。

福祉部高橋主幹

今、委員ご指摘のように、数字としては少し落ちているのではないかというお話でございますが、まず、12年度ではとにかく削減できるものはすべて手を尽くすということで、旅費の300万円などは、今年度は出ましたけれども、これは次年度からはなくなるわけでございます。そういう形で、現在やっているものを継続するという中で、今年目に見えて数字で出てくるものには、次年度はイーブンといいますか、出てこないものもございまして。また、人数も、室長から申しあげましたように、年度当初の方でかなり切り込んできていることございまして、努力をしてないということではなくて、今年度大きくやったのですが、それがそのまま次年度へ同じ数字をはじくのではなく、それをのみ込んだ上で13年度でこうなってるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

松本(聖)委員

まあ、おっしゃることはわかりますよ。合わせて4,000万円ぐらいの努力をしますよと。でも、年間5,000万円以上も赤字出してるわけでしょう。とてつもない赤字を出してるわけですね。これで見るとよくわかるんですか。5,000万円以上ですものね。これだけ赤字出して1,300万円しか努力できないというのはね。

いや、だって、これ助役が以前にご答弁されているんですね。この補助金はいつまでも続けていくべき性格のものではないとおっしゃいました。春の委員会だと思えます。いつまでも続けないのだと。では何年なんですかと、わからないと。その時点では答えられなかったと思うんです。当たり前なんですよ、どうなるかわからない。これは市長が制作した議案なので出すんだと決めたんです。それに対して皆さんは一生懸命それを追隨して善後策を打ってきたわけですからね、その努力は認めるんですが、ましてや貸付けも起きるわけでしょう。これいつまでも続けるのかという不安があるわけですよ。どこかでやはり切らなければならないと思う。いつまでも続けないんだと言った助役の答弁を原課、原部の方々はどうにとらえておられるんですか。

高齢社会対策室長

赤字の原因の部分に、当初介護保険では予想していなかった部分といたしまして、ホームヘルプ事業の中で、いわゆる身体介護と家事援助の部分、こういう部分の要素がかなりございまして、収入の部分では約2,500万円ほどこの関係だけで不足したと、こういう経緯がございます。

これはやはり実際にふたをあけてみなければわからないわけございまして、ただ、派遣時間は逆にふえてまして、1,000万円ほど逆に増になってるという部分がございます。自立支援、障害者委託、こういう部分でまた落ちているという部分もございまして、今こういう現状になってございます。

こういう現状を踏まえてですね、私ども、いつまでもこういう対応を続けるということではなくて、やはり今の1年、まだ経過してございませぬけれども、こういう中で、支出を削減して当初ある程度いけるかなというふうに見込んでいたものが、今言ったような収入の状況の中で考え直していかなければならない部分もございまして。したがって、市長が今回の代表質問の中でもお答えしていただいておりますとおり、やはり14年度以降につきましては、これ

から具体的に検討しながらいろいろ詰めていってお示しをしていく、こういう形になるうかと考えてございますので、当然改善計画はきちんとやっていかないとならない、そういう認識に立ってございます。

松本(聖)委員

やっていかなきゃならないというのは当たり前の話で、そこだけ聞いたかったんです。やるんだということですね。それにしても努力が見えてこないですね。一生懸命やってるのはわかるんだけど、何も形になって出てこない。悠長なことを言ってる場合ではないと思うんですよね。一つ一つ数字を挙げては時間がないですからやりませんけど、とんでもない赤字なわけだから。これね、抜本的にというか、ちょっと頭を切り替えて考え直した方がいいですよ。というのは、今どれだけありますか、この介護事業にかかっている時間。需要の半分は社協で押さえてると聞いてますけれども、社協のシェアってどのくらいあるんですか。

福祉部高橋主幹

概算で件数という形で申し上げますと、大体社協が45%~50%の範囲、残りが純然たる民間会社ということでご理解いただきたいと思えます。

松本(聖)委員

シェア半分ですよ。残り半分为民間の業者、何社でしたかね、20社ぐらいあるのかな。

(「10何社」と呼ぶ者あり)

10何社で分け合ってるわけですよ。みんな一生懸命やってますよ、赤字出さないように。赤字出したらつぶれるんですから民間はね、撤退というかね。社協はどんなに赤字出しても天から金が降ってくるわけですから、これはいいんですけどね。楽ちんですね。

それでね、ここで社協にはそろそろ、手放した方がいいでしょう。皆さんもそう思っておられると思う、口に出して言えないだけで。民間にお願いしたらどうですか。民間に頼んで、やっていただいて、社協は本来の社協の仕事ですればいいんです。どういう仕事かという、いわゆる社会福祉の部分、これでいうと障害者の委託部分だとか自立者支援だとかね、そもそも小樽市が社会福祉としてやらなければならない部分を社協に委託する。それだけでもヘルパー10何人使ってしまうわけでしょう、この仕事量からいったら。全員生首切るわけではないですよ。あとは民間に一生懸命やってもらえばいい。今まで済みません、社協でとってましてね、申しわけなかった。皆さんお願いしますと、みんなで頭を下げにいけばいいですよ、民間の会社に。どう思いますか、これも一つの方策ではないですか。

福祉部長

今回、資料でお示ししました13年度の事業計画といいますが収支計画、それを議題で今いろいろ論議されています、将来の抜本の見直しという要素は加味されてないわけですね、もともと。

ですから、基本になっておりますのは常勤のヘルパーの自然退職を見込んだ人件費の減、その程度の改善しか見込まれてないということですから、将来を見込んだ抜本的な見直し、そういったものにつきましては、13年度です、じきに12年度の1年間のいろいろな実績が出るわけですから、そういったことも含め、それから、今までご指摘やご提言をいただいていることも視野に入れながら、本当に抜本的な見直しを検討していかなければならないということでもありますので、この13年度の収支計画だけを見てそうおっしゃるのではなくて、14年度以降のそういった我々の検討をですね、もう少し猶予期間をいただきたいなと思っているところでございます。

松本(聖)委員

助役がおっしゃった、いつまでも続けないというのは、平成12年から始まって13年、14年、これ以降も見てということだから15年、16年、こんな長いスパンだったんですね。僕はもっと短いものだと、あのときの口調から感じ取ったのですが、そういうくらいの長さでおっしゃったんですね、助役は。

助役

ですから、どういう見直しの方法があるか、幾つかいろいろご提言やご意見いただいていますから、そのどういったものをとるかによって、14年とか、すばっと一気に見直しを図れるかどうかということもありますけれども、14年度はこの分野をこの率でとか、15、16、なだらかにといいますか、そういう段階的な見直しの部分も当然出てこようかと思うんですね。特に人の問題も絡んでおりますし、それから、経営上のいろんなこともありますので、そういったことを勘案しながら、できるものは初年度で、あるいはまた2年3年かけてやらなければならない部分も出てくると思いますから、そういうものを総合的に考えながら検討していきたいという趣旨でございます。

松本(聖)委員

わかりました。では、13年度はやむを得ないとして、様子を見ましょう。14年度からは抜本的な改革が出てくることを期待しております。ぜひとも今の助役の答弁に沿った対策を原部の方でも考えていただきたいと思いますが、お約束いただけますね。

福祉部長

助役からご答弁申し上げたとおりでございます。それに沿った線で対処していくと、こういうことでございます。

松本(聖)委員

14年以降を楽しみにしております。

ごみについて

最後に1つだけお尋ねします。ごみです。

パッカー車でごみ収集して桃内に運び込んで、がさっとあけて捨てますよね。これどうなんですか、平均的に中身のくらしい詰まってるものなんですか。どのくらいの容量を積んで入ってくるんですかね。

環境部副参事

車両の内訳でございますけれども、中型パッカー車でいけばですね、その大きさにもよりますが2トンから4トンくらいの容量が入るものがございます。積載量で。

松本(聖)委員

いや、容量を聞いてるんです。

環境部副参事

容量、立米ですか。

松本(聖)委員

そうです。

環境部副参事

大体8立米というふうに思っております。

松本(聖)委員

8立米積めるんですか。1台の最大の容量というのは何立米あるんですか。

環境部副参事

それが8立米でございます。

松本(聖)委員

大概、見てますとね、それには目いっぱい積んで走っていきますよね。すかすかで走ってる車余り見たことないんだ。後ろの、何て言うんですかね、中に巻き込んでいくへらのところからごみのはみ出したような状態で走っていくのをよく見かけるんですけどね、大概びつちりになって入っていくと思うんです。どうですか。

環境部副参事

限られた収集時間でもございますので、その時間の中で積めるだけ積むという形で作業されていると思います。

松本(聖)委員

あのパッカー車って大体4トン積みとか2トン積みですよ。ということは、積載量をきちんと守って積むということは、8立米びっちり積んでたら、この前言ったように、環境部さんがおっしゃるように1立米1トンだということなら8トンも積んでるんだよね。そんなわけないでしょう、あの車に8トン積んだらまともに走れないと思うんです。

(発言する者あり)

ねえ。荷物に詳しい方後ろにおられるんなら何だけれども、いや、少なくとも法律違反ですわね、積載オーバーになる。

ということはね、それ以下のごみで走ってるわけでしょう。小樽市のパッカー車が積載量オーバーで常時走ってるわけではないと思う。毎度毎度カンカンに乗ってはかってるわけじゃないだろうけれども。ということはね、換算係数ですよ。あれでいうと2とかという数字で、8立米ちょうど4トンになるんですね。どうですか、この認識は間違ってますか。

環境部副参事

換算係数の関係ですけれども、私も昨日の委員会でご答弁申し上げてますけれども、あくまでも、ごみを敷きならし、転圧、そういう形の作業をくぐった後の立米のトン数と、こういう形でお話をさせていただきます。そういう面では、パッカー車に積んで幾らパッカーしたとしても、出てきた段階ではそういった重量ではないと、こういうふうに思います。

松本(聖)委員

いや、知ってますよ。だから、あの係数2のものがブルで踏んだだけで1になっちゃうんですね。そういう認識だと思っておりますよ。間違いはないと思うんです。

環境部副参事

昨日もご答弁で申し上げておりますけれども、あくまでも係数的には2年次後に安定する状態での1.1対1と、こういう形でご認識いただきたいと思います。

松本(聖)委員

それはいい。僕は今日はその質疑をするつもりでなかったのだけれども、ちょっと重量オーバーのことで気になったものだから聞いただけで、2年後の話をするのはね、それは処分場の寿命の話をするときは2年後の話をしていい。だけれども、今言ってるのは、昨日からうちの斉藤委員が質問してたのも、持ってきたものを処理するのにどれだけ手間かかるんだという話をしてるわけでしょう。持ってきたものは、この道路交通法をきちんと守ってるとしたら、あれ2なんですよ。8立米積んで4トンが手いっぱいなわけですよ。きちんと守ってればですよ。

それをブルで踏んづけたら半分になったとか、2年後には半分になるとかという話をしてるわけじゃないんです。そのところも踏まえてね、後ほどまた質疑ありますので、ご答弁いただきたいと思います。

委員長

市民クラブ、松本聖委員の質疑を終結し、この際、暫時休憩といたします。

なお、再開時間は3時15分とします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時15分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

中村委員

### 事務事業評価システムについて

代表質問でも取り上げまして、市長の答弁をいただいたわけですが、もう少し詳しく質問をし、答弁、説明もしていただきたいというふうに思います。

これについては、今朝の朝刊にも記事が載りました。その評価の結果が出ているわけですね。どうしてもこの行政評価というか事業評価システムの結果説明、市民にしても私たちにしても目が遠がちになってしまいます。しかし、この事務事業評価システムという、本来の効果、目的といいますか、もちろんその結果として出てくるものは大事なんですけれども、その目的というのはもう少し違うところにあるのではないかなという気がするんですね。

そこで、この事務事業評価システムというのはどういうものなのか。一般市民あるいは各議員もまだ詳しくはご存じないのではないかなと思うんですね。名前だけは先行してますけどね。

この事務事業評価システムというのはどういうシステムなのか、その目的、効果ですね。これを説明していただきたい。その中で、評価の主体、対象、評価する時期、それから、当然評価するんですから指標というものが必要になってきますね。指標をどう設定するのか、そして目標数値ですね、こういう言葉を使って、できるだけわかりやすく、なおかつほどほどに詳しく説明をしてください。

### 企画部濱谷主幹

事務事業評価システムの内容について、まず目的等でございますが、小樽市の場合は、21世紀プランの実施計画を対象とするということでスタートしておりますので、第1の目的というのは、21世紀プランの着実な推進が1つ目の目的だと思います。それから、効果の薄い事業や効率の悪い事業が中にはあると思います。そういったものを継続的に見直していきまして、行財政運営の健全化につなげていきたいということが2つ目の目的だと思います。3つ目は、行政の情報を市民に共有化するということですね。これは説明責任ということで、アカウントビリティという言葉が最近言われておりますけれども、公正で透明な行財政運営を進める上でも必要なシステムではないかということが3つ目だと思います。4つ目の目的といたしましては、職員の意識改革といいますか、今までずっと進めてきた事業を改めていろいろな角度から見直して、これでいいのかどうかということを今後の政策形成能力につなげていくというような目的もあるのではないかと。この4つが大きな目的だと考えております。

このシステムをわかりやすくということなんですけれども、これまで行政というのは、どれだけのサービスをしてきたかということは今まではどちらかという重点を置いてきたという傾向があるかと思えます。ところが、ただサービスだけをしていたのでは、これからはうまくないと。そのサービスした結果、どれだけの効果とその市民サービスをしたことによって市民が効果を受けているかということこれから検証していくことがもっと重要ではないかという視点に立って、この評価システムが始まったのではないかということで、ですから、費用対効果というふうなことが言われますけれども、いろんな事業をやって事業費を投入しても、ただ投入しっ放しではなくて、それがどういうふうに効果が上がっているかということがこれからは大事ではないかということが、この評価システムの一番のポイントではないかととらえております。

効果についてですけれども、今申し上げましたように、市民がその事業をやったことによってどれだけの成果が上がって、どれだけの恩恵を受けたかということを実施する方で把握していかなければならないということが重要ではないかということでありませう。

評価の主体については、それぞれいろんなやり方があるかと思えますけれども、本市の場合は、自己評価ということで、その事業を実施している課が、担当者が、自分のやっている事業をまず自己評価してみようということで始めております。

対象については、先ほど申し上げましたように小樽市の場合は、いろいろな対象があるかと思えますけれども、21世紀プラン、全部で503事業ございますけれども、この事業を今回特に平成11年度で実施した分について対象にしていこうということで、503事業を対象といたしました。

時期についてでありますけれども、11年度を事業対象にしたということでございますので、11年度後半に実施しなければ11年度の成果という結果が出てきませんので、実施時期については1月から3月にかけて各担当課の方で事業評価調書を作成したということでございます。

指標の設定でございますけれども、まず最初に、去年の11月から作業を始めていたわけでございますが、最初の段階として、各事業ごとに原部の方で指標を設定いたしました。これは事業名と対象、その事業はだれを対象にしているのか、市民全員、全般を対象にしているのか、一部のお年寄りを対象にしているのかというような、その対象を明確にしたということ。それから、その事業は何が目的だということをまず出してあります。その次に、その事業を実施するためにどういう手段をとって事業を進めていくのかということで手段ですね。4つ目には活動費用ということで、その手段に対応した活動量、その事業を実施するためにどういう活動をしたかということの活動量を出してあります。最後に、その活動をしたことによってどういう成果が上がったかという成果指標です。これも事業によっては難易度が高くて、その成果がなかなか出せないものもありますけれども、その成果を出していただいて、先ほど最後にご質問ございましたけれども、目標値ですね。その成果指標を出したことによって目標値を設定していく。その成果によって、今度はこのぐらいの成果を上げたいということで、ある程度の目標を出していただく。そういう形で進めてまいりました。

中村委員

今のお答えの中で、指標だとか数値、目標数値、ちょっとまだわかりにくいだろうと思うんですけれども、小樽の場合は評価表というか、いわゆる事務事業評価調書というのをつくってますね。これをいろいろなところへ回して、記入してもらって、それを集めて、その是非を検討するんですけれども、この評価調書について、今この内容については余りご説明なかったように思うんですけれども、この評価調書の役割、これについて説明してください。

企画部濱谷主幹

評価調書については、先ほど目標設定というところまでのお話でございましたので、調書までお話しいたしませんでしたが、調書はその先になりまして、設定表を策定したことに基づいて評価調書を作成するということになります。

先ほど目標だとか、手段だとか、それから活動指標などの数字をこの評価調書の方に記入していただいて、それぞれ事業の分析を行っていただく、検証を行っていただくということで、小樽市の場合は第1次検証、第2次検証という手法をとりました。この第1次検証は先ほど言いましたように自己評価ということで原部の方で第1次検証を行っていただいて、この評価調書に載っております対象、目的、手段、活動の指標、それから成果指標という欄がございますけれども、ここに先ほどの設定表から記入していただくと。そして、その内容によって、別に検証基準というのを設けました。その検証基準は、対象については、例えばサービスの受益者層はそれでよいのかとか、特定の受益者から費用の全部または一部を徴収してもよいのかというような、対象の妥当性について個々に検証基準を設けたわけですね。その事業がこの検証基準にどういうふうにはまっているかということを一ずつ見ていただいたわけですね。その結果、評価調書に載っておりますけれども、対象の妥当性、目的の妥当性というところに、この評価基準に従って、今のやり方は目的では妥当性があおむね妥当ではないかとか、検討する余地があるかというようなことで、各自自己評価したものを記入していただくという形で評価調書の様式をつくっております。

この1次検証を終わった段階で、今度は企画の方でそれを回収いたしまして2次検証をしております。その2次検証には、2次検証のための基準というのがございまして、その基準は別な角度から、必要性、有効性、それから効率性という角度からその事業を検証したわけですね。その結果、最終的には評価委員会という組織で最終的に審議いただきまして評価を決定したというような流れになってございます。

中村委員

対象事業、事業の分析、そして評価作業ですね。この具体的な評価作業の中で検証をするんですけれども、1次

検証と2次検証とがあるということなんですね。1次検証はその所管が行って、対象の妥当性だとか目的の妥当性だとか手段の妥当性をいろいろ検証するんですね。その次の2次検証で事務事業評価委員会というところが2次検証するんですね。必要性、有効性、効率性をそこで検証する。この事務事業評価委員会、これは新聞記事にも載っているんですけども、どういうメンバーで構成をされているんですか。説明してください。

企画部濱谷主幹

評価委員会の構成でございますけれども、まず、市長をはじめとして三役でございます。それから、総務部長、財政部長、企画部長、6名が評価委員会の構成メンバーになっております。

中村委員

わかりました。それで、先に戻るかもしれませんが、試行から入ったと言いましたね。その評価システムというのはどういうステップを踏んでいくのかということなんですけれども、まず企画から入って、今やっている試行が入りますね、そして実施、さらに検討、こういう4つのステップを踏んでいくのだろうと私は思ったのです。それがその企画段階をちょっと飛ばした感じで、試行から入られたということなものですから、その企画の段階でのなすべきこと、例えば庁内に周知するだとか職員の意識を高めるだとか、そういったことというのは果たして大丈夫だったのかなとちょっと危惧するんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

企画部濱谷主幹

企画の段階で全庁的にどのような周知を行ったかということかと思えますけれども、実際は去年の11月から全庁的な説明会、それから、個々に部に私ども企画部が入り込んで説明会を開いております。小樽市が事務事業評価を始めた、去年の春ぐらいから動いてたんですけども、全国を見ても、まだ道府県段階でやっているというような段階で、小樽のような都市部ではまだ試行にもいってないというような状況でございました。そういったようなことで、大きな組織の道府県の段階、特に、ご存じかと思えますけれども、全国では宮城県が先駆けということで、早くからこれを取り入れてやっております。そういった大きな組織のデータであるとか、あるいは資料を取り寄せて、小樽市独自のシステムを一応つくり上げて、手づくりのやり方でスタートしたわけです。

スタート時点は、システムを小樽としてはどういう形にするかということで、企画部内で検討、いろいろ非常に苦労したのですが、全庁的にある程度説明はやってきたのですけれども、このシステムというのはなかなかわかりづらい面があります。ですから、今回も実施した後の検証の中で、今後、例えば職員研修だとか、そういったものを通じて、このシステムをもうちょっと理解していただくということで、私どもも、もっといろいろな資料を集めて、さらに職員1人1人に理解していただいて、着実にこれを定着させていきたいということで努めていかなければならないと考えております。

中村委員

今のご説明をお伺いして、やはりどうしてもいま一つわかりにくいような気がするんですね。庁内の職員には皆さんもご存じだからそれはそれとして、例えば議員、それから一般市民にとっては、まだちょっとわかりにくいと思うんですよ。そこで、今の説明の中で、説明がなかったのですが、これは私からの要望にもなりますけれども、その目的と手段の関係を明確にした体系図ですね、これはその部署部署だけの体系図ではなくて全体の体系図、だれが見てもわかりやすいような、全体の体系図が必要でないのかなというふうに思うんですね。政策、施策、そして事務事業ですね。これが関係がわかりやすい全庁的な体系図ですね。これを作成した方がいいのではないかとこのように思うんですけども、この点についていかがですか。

企画部濱谷主幹

この体系図につきましては、全庁的に説明会を開いたときに、職員向けの体系図ということで一応つくっております。これは21世紀プランの事業を対象とするということでございますので、21世紀プランの体系と、それから事務事業評価システムとの位置づけですね、これを図表というか、表にあわせまして体系図をつくっております。

それで、今委員がおっしゃいましたように、手段、目的、これについては21世紀プランは大項目というのがございまして、例えば「はぐくみ文化創造プラン」というのがございますけれども、これが大項目に当たるわけです。その次に、例えば生涯学習を見た場合に、「はぐくみ文化創造プラン」の下に生涯学習というのがありますけれども、この生涯学習というのが分野名で、政策に当たります。その下に生涯学習推進体制の確立というのがありますけれども、これが中項目になって、先ほど言いました施策に当たると思います。そういったような位置づけをですね、例を挙げて体系図として職員には説明はしております。

ですから、これを、先ほど委員がおっしゃいましたように、将来公表する段階で市民なんかにこういったものを出していかなければならない時期が来るかと思えますけれども、そういった時点では、これではなかなかわかりづらい部分がございますので、もっとわかりやすい体系図をつけながらやっていかなければならないと、そういう面については今後の課題かなというふうに考えております。

中村委員

今、公表という言葉が出ましたので、たまたま今朝、新聞記事にも載ったんですけれども、やはり市民に対しては公表してってもらいたいと思うんですね。今お話がありましたように、市民もわかりやすいような体系図と、それから評価表、小樽の場合は事務事業評価調書ですか、これはどういうものを使っているかというような、市民向けのわかりやすいもの、そして、このシステムそのものの、市民がわかりやすいダイジェスト版、必要最小限の項目で結構だと思んですが、そういうものを抜き出して、ぜひダイジェスト版をつくっていただきたいと思うんですね。これが1つ。

それから、もう1つは、今こういう時代ですから、ホームページにぜひこの評価の結果も掲載していただきたいし、また、市民から意見を、今後、十分反映してもらいたいと思いますから、そういった意味でも、ホームページなども利用して市民の意見を吸い上げていくということ。そして、なおいいものを検討してつくっていただろうと。そういったことが必要なのだろうと思うんですね。どうでしょうか。

企画部長

担当主幹の方から事務事業評価システムについてご説明しておりますけれども、今ご指摘のとおり、この評価システム、全国でもそろそろあちこちで取り上げられてきているということですが、なかなかこれといった確実なものはもちろんございません。地域によってそれぞれの特長があるということで、工夫をしながら進めているという、言ってみれば模索の段階だということも一つ言えるのかなと、こういうふうに思います。

小樽市も、まずやってみようということで、これは一つの判断をするための一つの要素とありますが、そういうものだというとらえ方の中で試行という形で今進めている、こういうことがございます。究極の目的としては、やはりきちんとした、小樽に合ったシステムを構築した上で、市民の方々に見ていただくようなシステムにしていけないと本来の意味がないだろうと、このような認識は現在持っております。

この公表の仕方、あるいは、どういうふうにするかということについては、これからいろいろな判断をした中で進めていく部分かなと。例えば、先ほどもありましたけれども、ダイジェスト版の話あるいはホームページの話、いろいろあるわけですが、ほかのところではホームページでこの内容を検索できるようなことをやっているところも一部ございますけれども、こういうことも将来考えていくべきだろうと。

それから、今口頭で評価システムの状況についてお話をしても、なかなか理解しづらいということも、これも十分認識はできます。先ほど言いましたように、やってみた結果として、手直しをする部分がたくさんございますので、そういうことをしながら、堂々と胸を張って市民の皆さんに公表できるような、そんなものにしていくべきだろうと、こういうふうに思っております。

中村委員

市民との関係においても、それから議会との関係においてもですね、ぜひこの一つの企画立案に結びつけていく、

知恵を出し合って企画立案していかなければならないわけですから、議会側に対しても理解をしていただくということが当然必要なわけでして、そういった視点からも努力していただきたいというふうに思います。

今後に向けてのことなんですけれども、例えば既存の監査委員だとか、既存のチェック機能ございますね。この兼ね合い、行政評価と既存のチェック機能との役割分担と申しますが、同じようなことをやってもしょうがないと思います。それぞれ独自性を保たなければならぬだろうというふうに思うのですけれども、その辺をこれからどうしていくのか、この行政評価と監査機能の関係ですね、この点が1つ。

今、庁内でこの評価をやっているわけなんですけれども、今後に向けて、例えば第三者機関、他市の事例なんかでも既にありますよね。NPOが事業評価して評価結果を発表したとか、それから、市民の中にもいろいろな専門知識を持ってる方々がいらっしゃいますね。そういった市民が、市民からの寄せられたいろいろな事項について審査をして、その結果を例えば市長に報告して、市長はその審査結果を公表して、さらに市政に反映させていくというような取組をしている、太田市なんかそうですね。そういう市もあります。そういった第三者機関や住民による評価に対してはどう考えているかということ、これが2点目。

予算との関係なんですけれども、予算の査定と行政評価との関連になってきますけれども、予算を前提に置いて行政評価ということを考えがちでないのかなというふうに思うのですけれども、そうすると今度は予算に行政評価が埋没してしまうのではないかなというふうなおそれもあります。そうではなくて、行政評価の結果を予算の査定にどういうふうに活用していくのかという視点での検討が必要だというふうに思うんですね。その点、3点目。

それから、コスト把握ですね。これは代表質問でもやりましたけれども、行政評価の質をさらに高めていかなければいけない。あるいはその効率性を高めていかなければいけない。どうしてもコスト把握、発生主義的な考え方を含んだ行政評価も必要になってくると思うんです。例えば、事務事業の予算額に、職員の人件費なんかも加算してコストを算出していくというような事例もありますよね。そういった考え方。さらに、地方公共団体同士の比較。行政評価としての比較。イギリスなんかの場合はそうですね。統一の指標を使って地方公共団体同士を比較測定してますね。そして、さらに高い行政水準を目指していく、高めていくということで実績を上げてますので、そういった事例を参考にしてどう考えるかということなんです。

最後にIT、今こういう時代ですから、これはもう必要不可欠だと思います。データベース化ですね。これは広報広聴にも非常に威力を発揮しているようなんです。それから、情報公開にも役立つと思うんですね。このデータベース化、ITの活用、この点について。

企画部濱谷主幹

まず、監査機能との関係でございますけれども、監査機能もこの事務事業の内容、システムと共通する点が確かにあるかと思えます。小樽の場合まだ試行でございますので、しかも対象が総合計画の事業のみ対象ということでございますので、今後手法が確立した段階で、きちんと監査機能と事務事業評価システムの機能を明確にしていかなければならないとは思ってます。ただ、内容については、目指すところは共通している点が多いのではないかなというふうには考えております。

第三者機関の件でございますけれども、これにつきましては、既に第三者を評価委員会の中に入れてある都市がございます。ですけれども、この部分については、特殊の大きな公共事業だけに限って民間の方を評価委員会に入れているというようなやり方で、対象事業を限っているというのがほとんどでございます。あと、こういったような事務事業評価システムの評価委員会に第三者を入れてるとするのは、評価自体は職員がやるんですけれども、その結果について評価委員会に報告してご意見をいただくというような評価委員会は結構ある、いろいろな都市でやっているというふうには聞いております。

3つ目の予算の関係でございますけれども、この辺については、事務事業の評価の結果について、緊急性だとか必要性だとか優先性だとかという観点で評価するわけですので、それは予算の編成にもつながってくることでござ

いますので、この事務事業評価の結果については、予算査定に反映できるものは今後反映していかなければならないというふうに考えております。

コストの把握でありますけれども、コストの把握となりますと人件費を当然入れていかなければなりません。それで、人件費を入れていきますと、例えば、これはもう当然必要になるんですけども、やり方が大変難しいかと思えます。と申しますのは、事業をやっていて、そこに何人が張りついていますけれども、その事業に完全に1人工が張りついているとは限りません。例えば何々課があって、いろいろな事業をそれぞれやってるわけですし、その事業に対して人件費が何人分だとか0人分だとかというような出し方になっていくかと思えますので、それは手法によっては解決できるかもわかりませんが、人件費を入れた場合にそういった難しい点が出てきますので、今後研究していきたいと考えてます。

5番目の外国の関係ですが、他都市との調整ということでございますけれども、例えば外国の場合、いろいろな評議委員会というのがあったりして、イギリスの場合だと思えますけれども、評議委員会という組織があって、そして首長にいろいろな意見をしたり提言をするような組織があるわけです。そういった組織同士で連携をとってやれるものですから、日本の自治体の場合、そういったものがまだできてませんので、なかなか都市間のそういったものは今の段階では難しいのではないかと理解しております。

ITの関係でございますけれども、これも今回試行してつくづく感じたんですけども、503事業と申しますと、いろいろなデータがかなり必要でありますし、データをつくる場合に時間を要します。こういうものをデータベース化していくともっと効率的に作業が進められるのではないかとということで、これは早急に考えていかなければならないとは感じております。

中村委員

ちょっと飛び過ぎちゃったかもしれませんが、今のは、わかりました。

それで、今試行段階が終わりましたよね。これからいよいよ本格実施になると思います。今の質疑、答弁の中でなかった点で、試行を通して、この辺はこういうふうに変えていかなければいけないかなと、本格実施に向けて、この辺はこういう新しい何か考え方を取り入れなければいけないというような、その辺を何点か挙げていただきまして、本格実施に向けての決意といいますか、この辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

企画部濱谷主幹

今回試行して、いろいろ反省点だとか、検証を行っている途中でございまして、まだはっきりした細かい内容はご報告できませんけれども、最初全庁的な説明会をやったのですけれども、こちらの説明不足もあろうかと思ひまして、このシステム自体がまだ浸透の途中ではないかということで、今後さらに研修会などを通じてシステムのあり方について説明していきたいと考えております。

それから、今回の試行の重要なポイントだったんですけども、いろいろな指標、活動指標だとか成果指標ですけれども、これも最初ということで、その事業によってはなかなか指標が出しづらい面もありましたので、私ども企画部ももっと勉強しまして、指標の出し方だとか、指標の設定の仕方も勉強して広めていきたいというふうに考えております。

あと、結果的には、いろいろ細かいことはありますけれども、今まだ試行をまとめて、これからどういうふうにするかということの検討段階でございますので、今の時点ではそういったようなところが反省点ということで今考えております。それから、最後の決意でございますけれども、これは部長から。

企画部長

先ほどもご答弁させていただいたのですが、この評価システム、なかなか完璧なものではないという状況は確かにあります。そういう意味で、そういうものに向かっていかなければならないということは確かなんですけど、ただ、今の時点で本格実施はいつからということはもちろん言えませんし、まだまだ試行の段階を繰り返しながら

いものにしていかなければならないということでございますので、力強い決意と言われても、それはまだ今の段階では述べられません。

委員長

自民党、中村委員の質疑を終結します。

-----  
西脇委員

交通記念館について

交通記念館に関連してお尋ねをいたします。

まず、駐車場の無料化に踏み切って、入館者の増を図られたと思うんですが、どうなったか、まず、どなたでも結構です。

(社会教育)三好主幹

駐車場の問題につきましては、今年7月29日から無料化させていただきました。実際、カウントをとっているわけではございませんで、去年の状況で言いますと、駐車場の入口前で料金表示してまして、そこから帰られるというお客さんが多々おいでになりました。今年度はそれを取り外しましたので、駐車場という看板を表示させていただきました。現在お客さん、そこで帰るといふ状況にはなっておりません。数字的には、押さえておりません。

西脇委員

車が何台来たかというよりも入館者がどうであったかということ、それが問題だと思います。入館者は。

(社会教育)三好主幹

まだ決算前ですので、会社の方から概略、確定部分と未確定部分がありますので、人数の方は本年6万7,165人の入館者、有料入館者ということです。

西脇委員

今年の事業計画では8万7,000人の目標を立てております。約2万人目標に達成しておりません。さかのぼって、平成8年開業・オープンの入館目標は25万人でしたか。これから見ますとね、ずっと目標を下げて下げて、下げたけれども、当初から見ると26%程度ではないか。駐車場の無料化をしたのにもかかわらず、前年度、11月5日で終わってますから、通年やれば、もう少しふえたかもしれませんけれども、思ったほど効果があらわれてない。これはどういうところに原因があったか。これは社長に。

収入役

私は、今年の実質3月に社長をお引き受けさせていただきまして、そのときいろんなことを考えました。その中の大きな柱としては2つ。1つは、年々減少している入館者数をどうやってその減少に歯どめをかけ、そして増加させていくかということが1つでございます。それから、もう1つの柱としましては、販管費、要するに管理経費をどうやって圧縮して、その結果、ずっと続いてきております赤字決算を、何とかこの赤字幅を圧縮して黒字に転ずることができないかという、こういうようなことを念頭に置いて1年間というか、この一シーズン頑張っていました。

ただいま社会教育部の主幹の方から発表、報告いただきましたように、今年の入館者数は6万7,000人ということで、昨年8万5,900人でございますので、それから見ると大分落ちております。それから、去年の11月5日、まあ今年11月5日で営業終了したものですから、それと比較いたしますと去年は8万1,000人ということでございますので、アバウト1万4,000人去年から見ると減少しているという実態でございます。ただ、9年と10年で比較いたしますと、入館者の減が2万5,000人でございます。それから10年と11年、要するに去年と一昨年を比較しますと3万2,000人の減ということでございます。こういうことから見ると、確かに先ほど西脇委員がおっしゃったように、8万7,000の目標に対してはかなり大幅に下回ってはいるものの、その減少幅はかなり少なくすることができたかなど。これ

は率を計算してみても一緒でございます。今年の入館者数の減少率は17.9%でございます、去年はもう20%を超えているような状況でございます。

ただ、いかんせん、ご指摘のとおり目標に対しては2万人ほど下回っているという状況でございますので、これは次年度以降、さらにいろんなことを検討しながら、入館者数の増に努めてまいりたい、このように思っている次第です。

西脇委員

先ほど社会福祉協議会の赤字の問題が論議されましたけれども、ここでも3,000万円ぐらい収支不足が出ているという、これは11年度決算の方。それで、問題はやはりそこを避けて通ることはできません。結果として、収支見通しは当初計画では差し引き955万円ぐらい赤字だろうという事業計画でしたけれども、結果的にはどういうふうに見えますか。

(社会教育)三好主幹

先ほど申しましたように、決算前なものですから不確定要素もありますが、おおむね2,000万円台の事業損失になるかというふうに推測されております。

西脇委員

まあ、まだ決算ではないですから確定はできてないと思うんですが、売店の売上げも3,500万円の目標が2,200万円が終わっているということ。ただ、逆に売上げ原価でマイナスというか減少しているというのもありますから、しかし、それを差し引きしても、なおかつ当初の1,000万円の不足額が約2,500万円ぐらいに膨らむだろうということなんです。

それで、問題はこれを次年度以降改善できる見通しがあるのかということなんですけれども、減り方が減少しているという、何か期待を持ったような答弁なんですけれども、低いレベルでの減少ですから、これは余り強調される必要はないと思うんです。問題は、いろいろやってきたけれども、なおかつ今年度も、今年度というか、今年度は2,500万円ぐらいまた持出しというか収支不足になるということですから、部長クラスで検討会も持たれてるようなんですけれども、今後どうするのかという問題をもう少し伺いたいと思います。

収入役

おっしゃるとおり、入館者数が6万7,000人と少ない人数ということでございまして、このままいきますとですね、まだ決算これからでございますけれども、恐らく収入額というのは3,100万円ぐらい減るだろうというふうに思います、去年から見ると。したがって、去年は9,400万円の売上げでございますので、今年度は6,300万円ぐらいに落ち着くのではないかなというふうに思います。

それから、一方では、先ほど申し上げましたように管理経費でございますけれども、平成11年度の管理経費というのは1億1,400万円でございます。これは今年の管理経費は恐らく8,300万円ぐらい、要するに3,100万円ぐらい管理経費は圧縮できるというふうに、これは努力したつもりでございます。3,100万円ぐらいの管理経費を圧縮した中で、約1,600万円ぐらいは人件費の圧縮でございます。

そういうような状況からいうとですね、もう少し管理経費は圧縮できるかなというふうに私自身思っております。これは冬期間の閉館という問題もございまして、それから、できるだけ人繰りをもう少し効率的にすることによって、もう1人2人、人を少なくできるかなという、そういう意味での人件費の圧縮でございます。

したがって、やはり入館料をふやすことなんです。入館料というか売上げをふやすこと。要するに入館者数をふやすということでございます。そうすることはですね、例えば今展示している資料の入替え、要するに、もう少し新鮮さがあるものにできないか、もう一つは、何かいろんな年間を通してのイベント関係をもっと新たな企画でできないかという問題。これはエージェントの関係の協力を含めてでございますけれども、そんなこんないろいろとですね、新たな気持ちで来年度以降いろんな企画、イベントをやりたいなど。

それから、もう1つは、先ほどからITという話がいりいり出ておりましたけれども、交通記念館はホームページを持っておりませんでした。これを今、この冬期間のうちに作成しようと思っております。

ですから、そういうようなことをいろいろと経営改善を進めていく中で、もう少し私は入館者数をふやすことができ、それが売上げ増につながっていくものと、また、そうしなければいけないと、このように思っている次第でございます。

西脇委員

第5期の決算を見ますと、11年度決算からは3,560万円ほど欠損をして、結果的にはこれまでの累積欠損は9,000万円です。これは資本金を食いつぶしているんですね。ですから、このまま今年度、今年も2,500万円ぐらい、また次年度も同じぐらいというふうになれば、あと4~5年で全部資本金を食いつぶしてしまうという状態にならざるを得ないわけです。しかし、もう人件費もこれ以上切り詰めるといったら、店開きしている限りはそうそう切り詰めることにならないでしょう。

先ほど答弁ありましたが、入館料、今年は約1,900万円マイナスですね、この計画に対して。それから、売店収入が1,200万円、合わせて3,100万円収入減。だから、あれやこれややってきた上で、なおかつこうですからね。しかも、今景気見たら極端によくなるなんていうことも考えられませんか、結局はマイカルにお客さんを吸い取られているという状況もあると思うんです。というのは、水族館も減少、交通記念館も減少という状況ですから、相乗効果ではなく競合が生まれているということからしますと、改善策というのはかなり難しいのではないかと。

そこですら、これまでも何回かはやりとりあるんですが、この施設そのものが中途半端でないのかと。社会教育的要素と観光的要素をあわせた機能を持たすんだということに、この経営の難しさがあるのではないかという点なんですけれども、この点はどう考えてますか。社長さんにお伺いします。

収入役

少しご質問とずれたお話させていただくことになるかもしれませんが、要するに、今年度から新たな経営改善の元年という形でいろいろと取り組んできたわけでございます。したがって、今ご質問にあるように、観光と社会教育施設という、この2つの問題が中途半端ではないかということについて、それはそれぞれいろいろとご意見があるかと思いますが、私としては、まず経営者の立場として、何としてもこの経営改善に取り組んでいくということですから、その両面あるにしましても、そういった中でどうやって入館者をふやしていくか、そして売上げを増加していくかということをもまず第1に私は考えていきたいと、このように思っております。

西脇委員

それで、収入役みずから学校回りなどをやって努力された、なおかつこういう結果ですからね。そういう意味での限界があるのではないかということ、まあ、有珠山の関係もあったでしょうけれどもね。そういう点からいって、このままずるずるとこういうやり方で引きずっていいのかどうかという判断をする段階が来るのではないかというふうに私は思ってます。もっと本体に余力があれば、2,000万円、3,000万円ね、いいんでしょうけれども、物が物ですから。しかし、先ほどの論議で、社会福祉協議会とはまた別ですよ。あれはやはりどうしてもなければならぬもの、分野だと私たちは考えています。しかも、やはり自治体として果たす役割という点からいって、単に採算だけをベースにして物事を決めるというのはいかがなものか。もしそういうことが通用するのであれば、私は日銀の問題も余り大きな声で存置運動できなくなるのではないかとということもある、私はそう思ってます。

そういう点で、この際、もとにさかのぼって悪いですが、道が公約違反したものです。それで、道が44億5,000万円のうち、たった13億円しか出してないという点からいって、この際遠慮しないで、もっと道に補助なり助成なり、あるいは引き取ってもらおうなりということも含めてやるか、それとも社会教育施設として転用ということも、もう割り切ってしまうという、いずれにしてもそういう二面作戦で進むことが必要になるのではないかと思います。この点いかがでしょうか。

社会教育部長

交通記念館の基本財産を預かる所管としてご答弁をさせていただきますけれども、今お話ございましたけれども、交通記念館は建設の経過がございます。44億円で、道から多くの補助金を受けて、多くの市民のそういう形が1つございますし、建設から経営に当たりまして、いろいろな議会の中でも議論ございますので、社会教育施設あるいは道からの支援ということでございますけれども、いずれにしても、今経営の中身が大変厳しいわけでございますので、今社長の方からもお話がございましたけれども、今年度、平成12年度ですけれども、冬期間閉鎖と、こういった形で積極的な改善策といえますか、そういう取組もしてございますので、こういった経営の推移を私どもとしても見まして、その改善策の形、今後のあり方、こういったものをその推移を見守っていきたいと思います。

西脇委員

当初計画がずさんであったと、それで、共産党としては、社会教育施設としてであれば大いに結構、しかし、入館者を当て込んで商売をやるというのは、いずれ採算は合わなくなるだろうという意見は申し上げてきたわけです。

それで、事業費は44億7,000万円、先ほど言ったように道の補助金が基金という形で14億円ぐらいですよ。もともと横路知事が、運河を半分埋め立ててくれというのと引替えに道が道立の交通記念館をつくりましょうということがきっかけなんです。だから、市長に伺いますけど、もっと遠慮しないで上に文句言うというか、言うべきことは言うという姿勢が必要ではないかと思うんです。この問題は、ピンセンスの問題でもね、別に市長ね、アメリカに文句言ったり国に文句言ったからって、何もマイナス、デメリットないと思うんですよ。

そういう点でも、どうでしょう、これね。このままいったら大変なんです。しかも24億のほとんどはもう、30億ぐらい借金背負ってますから、平成27年まで借金を払わなければならない。本来であれば25万人入ってくればその分も生まれるだろうという計画だったわけですから。ということは、もうすべてが御破算になってしまって、なおかつこういう状況ですので、この際、やはり道にも責任の一端があるわけですから、大いに道にこの助成なり引き取ってもらうなりも含めて申し上げるということにはならないんでしょうか。改めて質問させていただきます。

市長

道との関係で詳しくは承知しておりませんが、一応補助金をもらった段階で一定の整理はされているのだらうと思いますので、なかなか改めて道に助成を求めるとするのは難しいのかなと、こういうふうに思います。

それから、先ほど水族館の話があったんですけども、水族館はおかげさまで前年を上回る数字が出てきたんですね。全体的に水族館の方もいろいろなイベントを組みながら集客をしてきたということがあります。

今社長からも話ありましたように、今年度はとりあえず、肥満化した支出部分、管理経費の部分を削減いたしまして、一定程度の効果が出ました。あとはいかにお客さんを集めていくかということと、人集めのためのイベントをやっていた方がいいだろうと。これは実は広場で「よさこい」をやったらいいんですけども、非常にお客さんが集まったというような経過もありますので、ぜひイベントを実施すると。そしてまた、新たな魅力づけをしていって集客をしていただきたいと。それで、ぜひ13年度についてはそういった面で期待をしておりますので、もうちょっと館の運営について眺めていきたいなと思ってますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩といたします。

なお、この休憩は審議の準備のための休憩でございますので、申しわけございませんが10分。25分に再開とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時25分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで委員の交代がありますので、お知らせいたします。

市民クラブ、松本聖委員が斉藤裕敬委員に交代いたしております。

この際、理事者から報告があります。

港湾部長

昨日、予算特別委員会で古沢委員の方からご質問のありました件について、ご報告いたします。

まず、この度のピンセンス乗務員の通船に伴う、海上運送法に基づく不定期航路事業の届出についてであります。北海道運輸局に確認をいたしましたところ、運輸局といたしましてはピンセンスの沖係りによる通船事業が30日前に知り得ない事情があるという特殊性もあり、また、受けないで通船を認めなかった場合の影響や緊急性を考慮し、受け付けるとの行政判断をしたと伺っております。また、国が認めた以上それを認めざるを得ないのかということでございますけれども、今回のケースの場合、ただいま申し上げましたとおり権限がある行政庁がその当時の特殊性、受理をしない場合の影響など総合的に判断し受理したと言っている以上、港湾管理者といたしましては有効なものとして対応したものであります。

次に、通船実施事業者が通船業務に使用した船舶について、あらためて港湾施設管理使用条例第3条の許可が必要であるとの指摘についてでありますけれども、条例第3条の港湾施設を使用しようとする者の定義につきましては、小型船舶などの使用者は1カ月以上継続して使用する場合は事業者、所有者等の区分がなく、使用についての許可にかえて登録を受けることを規定したものであります。したがって、今回の場合、通船業務に使用した船舶は既に運河護岸を主たる係留場所ということで登録をしているものであり、あらためて登録する必要はないものと考えております。不定期航路事業の届出の場合には運輸省への届出行為のみであり、港湾管理者へは協議が必要ないとされております。今後は港湾管理上の面から通船事業実施者に対しまして、事業内容等について事前に港湾管理者へ協議していただくよう指導してまいりたいと考えております。また、北海道運輸局に対しましても協力を要請したいと考えております。

次に、国の機関の法律違反の行為に対して市として、また、港湾管理者としてこれを正すべき責任があるはずとのことでございますが、今回のケースにつきましては、先ほどご答弁いたしました、権限ある行政庁が当時の状況を総合的に判断し受理したものでありますので、ご理解いただきたいと存じます。以上でございます。

委員長

ただいまの報告事項に対する質疑を行います。

共産党、古沢委員。

古沢委員

最初に、今の、後ほど、今すぐいただきたいんですが、後ほどいただけますね。

それでは、まず、昨日の質問の中で何点が事実確認も含めて明らかになったことがあると思うんです。

1つは、多分に順不同になりますけれども、不定期航路事業に関してです。

問題の通船業務において、国の所管機関が海上運送法違反であることを認めている。これは私自身が出向いて聞き取ったことによるものであります。これは昨日質問でもご紹介しました。法律に違反している。しかし、もろもろの勘案した結果、行政判断したと先ほど答弁されておりますが、海上運送法第20条第2項、30日前に届け出なさいという規定に明らかに違反しているということが1つです。2つ目は、同時に、この国の機関がとった行為が法律に違反している、つまり海上運送法第20条第2項の規定に違反しているものであるということ、港湾管理者である、山田市長が認めたこと。これは昨日の答弁でもはっきりしている。3つ目は、先ほどの答弁にありましたが、もう1つ明らかになったことは、なぜグッドフェローズかという問題で私が質問した中で明らかになったことが1つあります。当該日、10月14、15日にかけて、通常通船業務につき、しかも港湾区域外にも対応できる船があった

ではないか。それを使えばすべては事なきを得た。にもかかわらず、それを使わないで定員40名を使ったというのは、余りにも米海軍の都合によるものではないか。このことがはっきりした。

もう1点、港湾施設にかかわって、市の港湾条例、これに関してのことで何点かあります。

1つは、当該通船業務を営もうとした者より、港湾施設である第3埠頭もしくは勝納埠頭の使用許可申請がなかったこと。これは先ほどの報告の中でも、市条例3条の第4項に基づく登録を申請したものであるから、改めてこの許可申請は必要のないものである旨の報告がありました。明らかに許可申請がなかったということは報告の中でも認めていることでもあります。2つ目、実態として第3埠頭基部から勝納埠頭へ指示して接岸をそちらの方に変更させたわけですが、この勝納埠頭の用途については、大型商船や貨物船用として施設整備がされている埠頭だというのは昨日の質問の中でも明らかになりました。したがって、小型船舶や、ましてや通船行為、これによってお客さんを取りおこさせる、そうした施設整備としては不備なものであることが明らかになっています。3つ目、何よりもですね、昨日の質問の中で最後に言いました。何よりも、港湾管理者として市長が港湾施設の使用を認めなかったにもかかわらず、鉄の塊は港湾区域外に置いてきたけれども、それを動かす生身の集団を形を変えて上陸させる。関係法令違反を承知の上です。港湾管理者のそうした決定を踏みにじられたこと。これは昨日の質問の中で明らかになった要点だと私は思っています。

そこで、今、港湾部長から報告いただいた件に即して、幾つか質問させていただきたいと思えます。

1つは、国の行政判断、これを受けて、市として、港湾管理者として有効なもの判断し受け入れ、勝納埠頭施設使用を認めたものだ、こうおっしゃられました。問題はですね、質問の中でも触れましたけれども、再三指摘したんですが、港湾の安全な管理運営、そのためにはさまざまな法律が重なり合っています。今問題の海上運送法もそうです。港則法や港湾法、いろいろあります。しかし、それぞれの法令、関連法令の定めるところによって、それぞれが一体として港の安全な管理運営に当たる。こういう関係が成立していなければ、昨日の質問でいえば、所管が違うところがあるところが本来目を覚ましていなければいけないのに眠っていた、歯車が1つとまっていた。それで港湾の安全な管理運営ができるのか。そういうものではないんだ。この点について指摘をしていましたが、改めて伺います。そういう考え方の是非について、どうですか。

港湾部長

確かに港というのはあらゆる法律、それぞれ行政機関もございまして、いろいろな法律があるわけですが、私ども、それぞれ管理者が持つべき法律の中のを遵守しながらやっておりますし、1つは運輸局なり海上保安庁なり、また、CIQといたしまして税関、入管、それぞれいろいろな法律があるわけですが、今その中で、私どもとしては常に、建物もすぐそばでもありますし、何か疑問を持った点につきましては、すぐ聞いてそれぞれ対応しようということで、今までも進めてきてございます。

ですから、今言われるように、ちょっと法律に権限は確かにそれぞれ持ってますけれども、私どももそれについて、例えば考え方がどうなのか、こういう方法でいったらどうなのかという議論も含めて、あらゆる会がございまして、我々言ってますようにいろいろな水際対策だとかですね、関係機関の方々集まってそういう機会もございまして、そういったところで議論させてもらっております。

ただ、今言われるように、それぞれの立場の中の法律でそれぞれ行政執行してございますので、それについて我々が、まあ、おかしいことは聞きにまいりますけれども、それに対してのいい悪いの判断というのはなかなか難しいのかなと、そんなふうには思っているところでございます。

古沢委員

この2、3日は高校生時分の期末テストの前みたいな気分になりましてね、振り返ってみたら、この2、3日でノートが15ページぐらい、走り書き、メモ書きで埋まってしまったんですが、今の件に関して、いろいろ関係法令のところを参考にさせてもらいました。いろいろ参考にしたのですが、何ということはない、港湾法。港湾法の第

3条の2に国と港湾管理者との関係について規定している条文があります。

第3条の2です。港湾に関する基本方針というところですが、その第1項では、運輸大臣は、港湾の開発事業及び保全云々、これらに関する基本方針を定めなければならない。国が決めるということですね。この第5項に、港湾管理者は、基本方針に関し、運輸大臣に対して意見を申し出ることができる。きちんと自分の考え方を申し述べなさい、できるんだよということが第5項であります。

したがって、先ほどの報告にあったように、仮にも通船業務の届出を法律違反で国の機関が受け付けた。しかし、受理した以上は、港湾管理者としてそれを認めざるを得ない。言い方を変えれば、国が決めたことに従わざるを得ない。そうした立場に立つのであるとすれば、こうした港湾法の規定なんかは存在する意味がなくなってしまいませんか。いかがですか。

港湾部長

今の港湾法第3条の2の基本方針でございますけれども、これにつきましても従前からこういった法の中で基本方針あるわけですけれども、これにつきましては、今の国会、今年ですか、最近の近代化、そしてグローバル化といわれる時代の法案の中で改正の案も出てございます。そういった中で、今の日本における港のあり方、そしてまた地方における港のあり方ということで、それぞれ今の時代に即した港湾の管理運営ということを含めて、この基本方針があろうかと思えます。

今お話のように、法制云々の議論につきまして、言われているわけですけれども、直接的にはこの基本方針の中には、法に対する考え方というのは特に述べられてはございませんけれども、港のこれからのあり方、管理を含めて、整備の進め方、こういったのが述べられているのがこの基本方針と理解してございます。

古沢委員

海上運送法第20条第2項の規定に明らかに違反している。にもかかわらず、何も言えないんですか。国のとった行政行為について、これは有効なものとして判断したという、その根拠は一体何ですか。

(港湾)港政課長

海上運送法第20条第2項に記載されてございます30日前までの届出、これに違反しているということについて、それを承知の上でというご質問でございますけれども、当日、あの状況下の中で、私どもの勉強不足もございませうけれども、いわば、当日の朝、いきなり通船を実施される。それらの業者が通常の通船業者でなかった。当然のことながら、私どもの、私の職種といたしましては、そういう通船の届出をしているのか、また、上陸地がどこか、また、運輸局の方でそれらを受理したのかということを確認してございます。

運輸局が受理をしたという観点からだけ申し上げますと、私のその当時の判断は、法的に手続は終えているということでございます。

古沢委員

勉強不足で知らなかったんだから仕方ないじゃないかという話ですか。

(港湾)港政課長

仮に30日前の条項を承知をしていたということであっても、運輸局が国の所管官庁として受けているということにつきましては、港湾管理者としては、法的手続は終えているものと、そういう判断をしたということでございます。

古沢委員

そうすると、当日は、法に違反しているということは残念ながら勉強不足でわからなかったけれども、いろいろ言われて、ひもといってみれば、実は法律違反でしたというのが昨日の市長の答弁なんですね。どうですか。

港湾部長

当日は、今港政課長からお話のように、10月14日ですか、その事態が発生したときには、当日そういった法的に

どうのこうのということの規定、30日前というようなことは当然その時点ではちょっとわからなかったんですけども、1つは、許可関係であれば、運輸局に直接確認しようということと、業者の方にもその旨をということが1つあります。それをもって、その後、我々いろいろな、そういったことを調べてみますと、私ども先日来運輸局の方に行きまして確認した結果、違反ということということは我々思うけれどもどうなんだということもお尋ねしました。その中で、先ほど答弁いたしましたように、緊急性、そして米国を考慮して行政判断でやりましたというお答えをいただいておりますので、私どもとしてはその判断に従ってきたと、こういうことでございます。

古沢委員

到底納得いきませんね。最初に昨日の質問ではっきりしたことを何点か挙げましたけれども、それはもろもろ判断したって、使える船があったにもかかわらず、通常やってない、通船行為をしてない、業務をやってない業者、船を使ったわけですよ。だからこれはおかしいぞというふうに気がついたわけではありませんか、あなた方は。通常通船業務をやっている、にいじま丸に乗って乗組員が第3埠頭基部に来たら、おかしいぞと思わないでしょう。おかしいぞと思ったのはそういうことですよ。それで、ちゃんと届出してるのかというふうにただした。してる。実は、だけど30日は知らなかった。

私は、道の職場で30年ちょっと税金の職場にいました。主な法律は地方税法、市の税務の職員と同じです。しかし、仕事を進める上では、国税徴収法であったり国税通則法であったり、また、場合によっては所得税法であったり、人との権利のかかわりだから商法であったり、さまざまです。それを知らなかったからといって、人様の権利を侵害するような強制処分なんかできますか。知らなかったでは済まないんです。

しかも、どうですかね、例えば所得税法が改正される、そうすると、これは国の税金のことだからって私たちの職場に回ってこないか。全部回ってきますよ、関連するから。知らなかったで済まないからなんです。国であれ市であれ道であれ、法の番人だからなんです。法のもとに公平に住民に行政行為を行わなければいけないんだから。いかがですか。

港湾部長

確かに法を執行する者として、それぞれ行政機関あるわけですけども、そういったことで法の運用というのは、これは当然だと思います。ただ、我々としては、当日、14日のときに、たまたま船が来たということで、やはり現場として、一番先に確認するのは、きちんとした手続がなされているのかということをもまず第1に確認するのが1つだと思います。それをやると。その結果、法の中で30日ということは、今見ますとなっておりますけれども、私どもとしては、国の許認可というか、届出を受理する所管官庁は運輸局だということで、運輸局に確認した中で、問題ないということの判断をいただいたものですから、私どもとしては、その時点で勝納の方へ出港するように指導したということをごさいますして、知らなかったで済まされないということになれば、その議論は確かにあろうかと思えますけれども、そのときには私どもとしては最善を尽くして確認をしてございますので、やむを得なかったのではないかと、そんな判断をしてございます。

古沢委員

立場は違って、私たち議員も含めてですけども、その行為に対して、皆さん、行政行為に対して結果責任問われるじゃないですか。結果責任問われたときに、知らないで済んだらね、子供時分におふくるなんかに教えられたことわざ、例えとちょっと違いますけれども、謝って済むんなら、おまえ、お巡りさん要らないよという話、そうやって育ててきたではないですか。何かやって失敗した、ごめんなさいと言ったら、おまえ、そんなことばかりやってたら、お巡りさん要らないじゃないかって、お母さんたちはそうやって育ててくれましたよ。

文字どおり行政の場にある人間というのは、結果責任受任しなければならない。昨日の質問でも、今日に至っても、仮にも法違反だというふうに僕は主張しているんです。対応として不適切だった、相済まなかったという、そういう答弁の一かけらもないですね。昨日の市長答弁も含めて、関係港湾部の方々の答弁も、いわば親ガメこけた

ら皆こけた方式ですわ。要するに、国の上に乗っかってるんだから、国が正しいことをやってるうちはいいと思う。だけど、こけたらおれらも一緒にこけてしまうんだ。これは仕方ないんだという立場です。そんなことは到底認めることができない。容認できる話ではない。

このケースでいえば、その場で直ちに国の法令違反、これをただすために、違反のままその行為が通過するのを待たないで、その違反行為をただすために、グッドフェローズをそこに待機させてでも、きちんとした対応をとるべきであった。それは明らかじゃないですか。その日の事情を知りつつ私は言うんですよ。知りつつ、そういう結果責任を我々は問われるんだ、そろってるんだよということ、立場からいえば明らかじゃないですか。しかし、そうではないと言ってるんです、あなた方は。なぜですか。

助役

当日、私も現地本部に詰めておりまして、この件は話といたしますが報告は受けました。それで、先ほど来港湾部長からもお話ししておりますように、あの状況の中で、とにかく許可権者は運輸局ですから、そちらの方にまず確認しようということで、それを確認させたわけですけれども、その中で、これは許可をもらってるということの判断で、それを受けて我々は施設の使用を検討しようということで、急いで検討しながらああいう結論を出して。

古沢委員

その経緯はわかるんです。

助役

ですから、その場の状況から、何回もお話させていただいてますけれども、状況から、やむを得なかった、そう判断せざるを得なかったということもありますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思えますし、また、先ほどの報告でも申し上げておりますように、今後こういった事例を生かして、これからいろいろ、単に運輸局が許可したからということのをうのみにしないで、我々もそういった所管官庁の関係法令でありますけれども、そういったところまでよく吟味し、また、申請の業者等からよく話を聞いて判断すべきだなというふうに反省もしておりますし、こういったことで、申しわけなかったなという気持ちを持っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

古沢委員

初めてご答弁らしいものをいただいたような気も若干するんですが、実は、この海上運送法との関係で、ちょっと角度を変えて、もう1点、こういった問題も生じるのではないかということでお聞きしたいんですが、海上運送法の第50条の本文と第6号、第19号についてはどういうふうに規定されていますか。

(港湾)港政課長

海上運送法の第50条でございますけれども、10月1日に改正されておりますが、第6号につきましては、第10条の2第1項(第19条の3第3項、第19条の6の3、第20条の2及び第23条において準用する場合を含む)の規定による届出をしないで、または、届出をした運航管理者によらないで運航した者、これらにつきましては100万円以下の罰金に処するということになってございます。

それで、6号につきましては、今の委員からのご指摘のとおり、20条の2、これが30日前の規定になってございまして、100万円以下の罰金ということになってございます。19号ですが、50条の19号につきましては、第20条第2項の規定による届出をしないで、または、虚偽の届出をして人の運送をする不定期事業(旅客不定期航路事業を除く)を営んだ者ということで、19号につきましては、届出をしないで人の運航を営んだ者につきましても100万円以下の罰金に処するということになってございます。

古沢委員

20条の2というのは、港にとってみれば小さな通船行為です。ところが、この規定のように極めて厳しいと思えますかね、そういう罰則規定を設けている。港は海に面して、この国の玄関口だから、そういう意味では課せてい

るものも高いんですね、ハードルも。つまり、裏返して言えば、その港湾を管理する港湾管理者に、それだけ、小樽でいえば15万市民が全幅の信頼を寄せて、商業港小樽の港を安全な港として運航管理・運営してほしいんだということ、みんなの思いを寄せられている立場にあるんです。市長の立場というのはそういう立場なわけです。だから、市民の側からいえば、今までの議論、質問、答弁というのは到底容認できるものではないわけです。

それで、今の50条の規定の関係でいえば、この50条の罰則規定の対象となる人は、違法を承知で許した国でもなければ、それを追認した港湾管理者、地方公共団体でもないんです。この場合でいえば不定期航路事業を営もうとする者、対象となるのはこの者なんです。ですから、結果として米軍の一方的な都合で、通常法律上の要件を具備している通船行為に当たれる船があったにもかかわらず、にいじま丸があったにもかかわらず、昨日の質問で14、15日の運航状況を確認しましたね。当日あいてるんです。運航なしなんです。あったにもかかわらず、しかし、通常通船業務に使わないプレジャーボート、通常はアクアリング教室なんかでそういう生徒を乗せて使っている、その船を使ったわけです。

一方的に、12人定員より40人定員の方が早く揚げることができるというのが主な理由だと思うんですが、そのためには法律違反なんて、何てことないという態度です。それを追認したのが国です。そして、埠頭につけさせたのは小樽市、港湾管理者です。だから、結局、この50条の対象とされている通船業務を行った業者は、米海軍と国と港湾管理者ぐるみで50条に外れる行為をした者にさせられた、いわば被害者です。そういう認識を持たなければいけない。それが行政にあたる者の立場だということを認識しなければならないということ言ってるんです。

仮に50条の規定で、その対象とこの市内の業者がされた場合、一体だれが責任とるんですか。米海軍ですか、国ですか、港湾管理者ですか、だれが責任とるのか教えてください。

港湾部長

その責任の所在と言われても、即答はできないんですけども、1つは、私ども先ほど来お話ししてますように、当日やむを得ないという状況の中で、こういった行為をしたわけですけども、今言ったように50条の中での責任の所在というのは、今私がここで、ここにあるということはなかなか言えないということでございます。

古沢委員

いや、答弁としては正解だと思います。米海軍が責任とりようがないんです。国も責任とりようがないんです。港湾管理者、小樽市も責任とりようがないんです。この50条が相手にしているのは不定期航路事業を営もうとしている者、した者、これが相手なんです。しかし、行政の側がそこに誘導したではないかと。この結果責任については厳しく自分たちで問い直さなければいけない。そのことを僕は言ってるんです。

それから、港湾施設にかかわる点です。いわば、くくって言えば適法に処理されていたという報告をいただきました。昨日の答弁、そして今日の報告でも、グッドフェローズ号は申請者、株式会社ビックブルーから、運河護岸の登録申請があって許可しているものだと。今回問題になっている通船業務の届出をした北欧産業有限会社、これも実は別の船だけれども運河護岸の登録申請出されて許可しているものだと。したがって、通常通船業務開始に当たって、この北欧産業から新たに施設使用の申請は必要としないという、この立場については昨日から今日にかけても変わっていません。変わっていませんね。

(港湾)港政課長

考え方は一貫してございます。

古沢委員

一貫してというのは、かなり自信を持って、しっかりした立場で言う表現ですからね、ちょっと注意深く聞いていただきたいと思いますけど。市条例の第3条です。この第3条の3項と4項の趣旨については、どのように読み取ったらいいか伺いたいと思います。

(港湾)港政課長

港湾施設管理使用条例の第3項と第4項についてでございますけれども、第1項に港湾施設を使用しようとする者は市長の許可を受けなければならない、こうなっております。これにつきましては、一般の貨物船、それから、小樽港を定錨地とする官公庁船あるいは運河を係留する船舶についても、すべて共通のものと考えてございます。

3項につきましては、運河あるいは物揚場護岸を使用することができる船舶ということで、比較的小型の小樽港を基地とする漁船ですとか、雑種船と書いてございますけれども、港湾工事に係る作業船あるいは給油船等でございます。そのほか、市長が特に認める小型船舶とするということで、俗に言われてます遊漁船関係あるいは今回のプレジャーボートの関係でございます。3項につきましては、小型船舶が物揚場、運河護岸を使用することができるということの規定でございます。

4項につきましては、先ほどの1項の関係との絡みでございますけれども、小樽港を基地とするこういう小型船については、日常的に、あるいは1日に何回も岸壁から離れる、あるいはそういう業務に携わるものがあるということで、これらをその都度使用許可をするということになりますと、1日に何回とか毎日のような形の許可になるということで、1カ月間を超える期間継続して使用する場合には登録ということで、その事務処理あるいは船舶所有者の手数を省いているということでございます。そういう解釈でございます。

古沢委員

特に第4項ですね。今回の運河護岸係留登録申請しているグッドフェローズ号ですが、この4項の規定でそういう扱いをしています。それでは、この市条例第3条のみでいいですよ、第3条、現在は1項から2項、3項、4項まで、そういうふうに構成されていますが、この4項が、問題の4項が条例改正で登場したのはいつですか。

(港湾)港政課長

平成2年の3月30日付でこの条項が加わっております。

古沢委員

平成2年の第1回定例会、この条例の一部改正にあたって、市長が提案理由を簡単に触れておりますが、「議案第35号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、公共マリーナの供用開始に伴い、ヨット、ボートなどの係船料を定めるとともに」云々。つまりですね、ヨットとかボートを係留する施設、そういう要求・要望も強かった。しかし、施設整備を試みたけれども、結局そこにおさまり切れない、そういうボート、船も出てくるわけですね。無法地帯にするわけにいかないから、本来は先ほど説明あったように3条の1項、港湾施設を使用する際はその都度許可申請をする。しかし、課長が答弁したように、1カ月を超えて継続して係留する場合は登録申請でいいよと言ってるのです。これが平成2年にこの4項が条例改正で登場してきた経緯です。

つまり何を言いたいかといいますと、3条のいわば本則は1項なんですよ。3項、4項は例外規定というふうに読み込まなければいけない規定なのに、あなた方は例外規定的な4項を本則である1項にかぶせて、その上をいくように読み込んでしまう。この登録申請用紙、規則第2号様式ですが、ここに使用目的という欄がありますか。

(港湾)港政課長

使用目的については記載がないということで。

古沢委員

条例に戻りますけれども、第6条ではですね、違反問題ですが、運河係留の許可を受けていたのはビッグブルーです。北欧産業が通船業務を営むために、このグッドフェローズをビッグブルーから借りて、そして、その事業をやるために、その事業を目的として10月14日から15日、運河護岸をその場所として使用したわけです。

この第6条では、使用目的に違反してはだめだよというふうに言ってるのです。しかし、今見たように2号様式には使用目的記載欄がないんです。当たり前のことなんです。例外規定、つまり、本来はマリーナ等の施設に係留しなければいけないような船なんだけれども、施設整備が間に合わない。運河護岸を係留場所として暫定的に認めよう、そういう趣旨でつくられた4項なんですから。だから、暫定的に運河護岸に係留、つなぐこと、これ自体が

目的の4項なんです。使用目的に違反するとか何とかなんて、もう運河護岸に係留するということが目的になっている条項なんです。違いますか。

(港湾)港政課長

今のご質問の前に、先ほど第3項の登録の関係がこの間で初めて出てきたという委員のご質問なりに私がお答えした部分で、ちょっと言葉足らずの部分があったかと思えますけれども、登録という考え方といいますか言葉につきましては、小樽市港湾施設管理使用条例が昭和30年に、9月1日ですが、施行されてございますけれども、これらの第2項の中に、読み上げますと、小樽港を基地とする機帆船、漁船、または小樽港内で作業に従事するはしけ船、引き船その他船艇類の使用者であって、常時物揚場護岸、運河護岸、または漁船棧橋を使用する者に対しては、市長が別に定める護岸、漁船棧橋の使用の登録をもって前項の許可を受けたものとみなすという規定がございまして、今委員ご指摘のように、確かに平成2年につきましてはマリーナが完成し、その後それに入り切れなかった小型船舶という部分について運河係留に実務的には集約、こういうことをしてきてございます。

しかしながら、それをもってすぐ運河の、マリーナができたことによって、この登録という部分を設置したものではないということでご理解いただきたいと思えます。

それから、運河の暫定係留につきましても、暫定係留のために登録を平成2年3月に設置したということではなく、特にプレジャーボートの運河係留につきましては、平成8年4月に、私どもの方の指導ということで、暫定係留ということで考えて指導をしてきているということです。

古沢委員

ご答弁はわかりますよ。でも僕が言ったのは、その運河護岸をあたかもマリーナのように日常的に船をつないでおく、係留しておく、そういう施設と、いわばみなして、みなさざるを得ない事情があって、みなす規定みたいな、こういう、つまり1カ月以上、1カ月を超える、要するに、ずっとそこに置いておかなければいけないという船は、一々あなたが言ったように登録、許可申請でなく登録申請、出したり引っ込めたり出したり引っ込めたりするというわけにいかないから、だからそれはというのは平成2年の改正でしょう。先ほど言った中に1カ月を超えるというのがあるのですか。少なくとも資料もらったのは平成2年だともらってるんだから、違ったら僕も困るんだよ。

(港湾)港政課長

いや、1カ月という期間につきましては平成2年3月に加えられたということです。

古沢委員

平成8年から暫定的に、この許可条件という、これが登録申請のときに申請者に渡して周知徹底させている文書ですね。

(港湾)港政課長

はい。

古沢委員

暫定許可条件、モーターボート型というのがあります。言って答えてもらうのに時間かかりますからね。

その6、小樽港マリーナ2期工事完成後は、マリーナに移転すること。つまり、そういう施設がないから、できるまでは暫定的に認めようと言ってるじゃないですか。

8、係船場所は指示された箇所とする。占有等の既得権は認めない。つまり、運河の左護岸、右護岸かわかりませんよ、前から4番目、あなたのつなぐところというふうに指定するわけです。5番目でも6番目でも、そのときの気分でどこにつないでもいいというわけではないんです、護岸でも。そういう場所指定です。同時に、その場所指定は既得権ではないぞと言ってるんです。私がもし船持って運河につなぐ、前から4番目につなぎなさいと言われた。そうすると、あたかも自分のうちのごとく、ちょっと一月旅してくるから、西脇さんの船ね、ここに入れといていいから。こういう既得権化するものではないんだぞということを言ってるんです。

13、船舶安全航行の確保。アクアラングの持ち込みを禁止する。海上交通法令及び同関連法規を守れ。こういうことから見たって、この4項の取り扱いというのは、1項とは全く別個の例外的な規定じゃないですか。これでも、市長どうですか。このために私、2日間寝不足になってるんですから、ちゃんと答えてください。

港湾部長

ご承知のように小樽港は歴史がございまして、運河荷役から始まりまして、今の北浜の運河もそうですけれども、そこで港湾活動が行われていて、物揚場ということで場所を使用してございまして、その後一部埋め立てられたという経過がございまして。

その中で、そういった場所についての係留についても、小型船は港内の岸壁の高さの問題、船の高さと岸壁との差がありますので、そういったところよりもあいつたところの方が、かえって波も少ないことですし、そういったことからそういう方へ向ける場合もございまして、今言われるように、一部、平成2年にマリーナがオープンしているわけですが、その当時350隻というバースがあるわけですが、そこをはみ出たというか、入り切れなかったものの暫定的な措置、これも1つあるだろうということで我々は理解してございます。

ただ、私も今マリーナとお話ししているんですけれども、マリーナがいろいろ計画をこれから練っていかねばならない時期なんですけれども、暫定的に係留しているボートをマリーナに持っていかうということもある程度頭にあります。ですから、今言われたような中で、マリーナだけの、その暫定係留を目的とさせるということではなくて、あそこに我々が今暫定係留を許してるのは、給油船、それから観光船もございまして、そういった意味からすると、全部が全部決して暫定係留という目的ではないわけですし、その辺はご理解いただきたいと、こう思っております。

古沢委員

皆さんお疲れだから、長くはしたくないんですが、提案します。

とつても容認できません。ここにおいでの方皆さんは、各委員も含めてですが、行政の場に長く携わっている人ですから、そして、2日間にわたってこのテーマで議論した場にいらしたわけですから、それなりの資料提供もあったわけですから、さて、そこで、マル・バツの札を皆さんに渡して、どうですかと言ったら、95%こう言ってね、これはやはりまずい、バツだと上げるんじゃないですか。マルの側が、この市港湾条例、今回の適用について公式見解だとしたら、これは解釈上の問題をはるかに超えて、大きい、重大な疑義が生ずる。若干休憩とつてもいいですから、公式見解をきちっと、今の到達点においてまとめてください。

以上です。委員長、頼みます。

委員長

申し上げたいと思います。

時間の関係もございまして、ただいま古沢委員の方から、法律あるいは条例・規則の取扱い及び解釈をめぐってさまざまなことがございました。そういう議論を永遠にするということも、時間的な制約もございまして。

私、昨日聞いてて、海上運送法第20条等の法律から見て、先ほど古沢委員が申し上げたとおり、結果責任はどうするのかという、この問題は1つ残ってるように思ってます。しかし、一方では、当時の現状からして極めて難しいものであると、今後、反省として、関連法令をよく守って、気をつけていくべき助役の発言もあるわけですので、もう少し問題を絞って、引き続き質疑をしていただきたい、このように委員長からお願いをしたいと思いますので、絞ってひとつお願いをしたいと思います。

古沢委員

おおむね委員長が絞ってくれた点に即して結構ですから、短時間でいいですから、ちょっと時間とつて、今委員長がまとめた点に即して、理事者側の皆さんもまとめてくれませんか。

先ほどでいったら、この3条の4項は、共通括弧でくれるのは1項だと言いながら、4項で登録申請している

プレジャーボートは、例えば勝納埠頭を使う、港湾施設を使うというときに、それは要らないんだと言ってる。だれがそんなことを信用しますか。そんなことを市民の前に公表したら、港湾管理者として小樽市に港の管理、本当に任せていいんだろうか、そういう心配になってしまうではないですか。短時間でいいですから、先ほどの助役のご答弁プラスアルファで、統一見解をまとめてください。

助役

法律の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、これを教訓としまして、いろいろ今後のこともありますので、運輸局の方と連携を深めながら、それからまた、関係の業者がいるわけですが、そういった人たちと事前によく事業内容等の精査をさせていただいて、こんなことのないように取り計らっていきたいということで申し上げているものですから、それはひとつご理解いただきたいと思っておりますし、それから、後段の条例の解釈の仕方につきましては、先ほど来港政課長が申し上げているとおりでございますので、なおそれに関しまして、古沢委員の方からいろいろご意見が出ているわけですから、それはそれとしてですね、今後の取扱いの参考にといいまして、そういったことも、今日のご意見を踏まえた、きちんとしたものを整備して、今後遺漏のない取扱いをしていきたいというふうに考えております。

古沢委員

では、まとめに入ります。

最後に、どうしても市長からご答弁いただきたいと思いますが、僕自身が納得するためにもですね、港湾部の方で、例えば、この間運河護岸の係留を暫定的に認めていた各船の認めていた期間と船名、その船が港湾施設を、他の施設を使ったときに許可申請をとっていないということを明らかにできるような、そういう資料はありますか。そういう船については1隻もとってないですね。とってないとすれば、それ自体僕は問題だと思うんですが、あなた方はそこまで言い張るんだから。

(港湾)港政課長

先ほど来申し上げますように、運河護岸に係留許可をしている船、登録許可という形になりますけれども、これらの船については、官公庁船、あるいは先ほど申し上げました給油船、それから港湾工事の関係で作業をする船、そのほかに遊漁船ですとかプレジャーボートですとかいろいろございます。それらについて、この間というところであれでしょうけれども、通常、我々の方でそれらの船の出入り、それから、その部分が第3埠頭に乗客を乗りおりさせたり、そういうような場合に許可は求めてございません。

古沢委員

委員の皆さんにもお聞きしたいなと思うんですね。私どもの市で制定している条例ですよ。その条例が今みたいな扱われ方をするんです。ですから、そういったことも含めて、今日ここにいた皆さん方ね、よく考えてほしいと思うんです。もしこの私の質問の観点が違っていたら、私は素直に謝りますよ。しかし、皆さん方の長は謝らないんですから。平行線だと言ってる以上は、市としては条例の適用について、逆転の適用の仕方を公式にその扱いとするとということを、僕は重大な抗議をしたいと思う。これ以上言っても市長はそれを認めようとしません。最後に市長の見解を伺えたらと思うんです。

市長

1つは、その不定期船の関係ですけれども、これは届出制になっているというあれですね。ここはやはりちょっと、どういうことで届出でいいのかという疑問は残ると思います。これについては今後また運輸局の方ですね、どういう趣旨で届出でいいのかと、それは解明したいと思います。

それから、条例3条の4項の関係の解釈についてですね。従来、うちの方としては、先ほど来港政課長なり港湾部長が話してるような対応で進めてきてるわけですので、これについては古沢委員の方との意見が対立しますので、今後十分この問題については我々としてもそういう勉強させていただきますと、こういうふうに思いますので、よろし

くお願いいたします。

委員長

古沢委員の質問を終わりましたので、この際、暫時休憩としたいと思います。

再開時間は5時50分とさせていただきますと思います。

休憩 午後5時26分

再開 午後5時50分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、理事者からの報告がございます。

(環境部長 報告)

環境部長

昨日の予算委員会での斉藤(裕)委員の質問で、桃内処分場の事業計画書についての受託者との協議について、及び事業計画書にかかわるコンサルタントの対応について、整理し、示すよう言われておりましたので、ご報告申し上げます。

まず、最初に、事業計画についての受託者との協議についてであります。これにつきましては、調査の結果、6月27日及び7月7日に環境部管理課長及び担当主査が受託者の業務責任者と埋立処分場現地で、打合せ、協議を行ったほか、担当主査が毎日、埋立処分場に詰めておりますので、随時打合せをして行ったものでございます。

次に、コンサルタントの対応についてでございますけれども、お手元に資料を配付してございますので、資料をのぞいてご報告したいと思いますけれども、この資料は環境部において清書したものを、相手方の北海道開発コンサルタントに確認を求め、相違のないことを確認いただいたものであります。なお、確認印を押していただいた欄に日付がございませんけれども、その点につきましては、資料の下端のファックス通信日付での確認をお願い申し上げます。

体積換算係数の使用にかかわる北海道開発コンサルタント株式会社との確認経過について、生活系ごみが4月から6月までの搬入実績、事業系ごみが7月3日から7日までの搬入実績によって、7月10日頃に本年度のごみ搬入重量が推計できたので、ごみの種類ごとに平成7年度策定の基本計画と同様の換算係数を使用し埋立て容量を試算した結果、全体換算比が1.069となりました。基本計画の12年度における全体換算比と今回の全体換算比が異なるため、北海道開発コンサルタントにごみ量の減少とごみの種類別構成の変化に伴う桃内新埋立処分場における埋立容量算定について、次のとおり説明して助言を求めました。平成7年度に基本計画を策定後、主に事業系ごみが大幅に増加する一方、今年度に至りごみの収集や処分方法の変更及び事業系一般廃棄物の有料化等の影響で、ごみ全般の減量が顕著であることを具体的数量をもって示し、この結果、ごみ量全体に占める事業系ごみの相対的比率が低下すること等により、全体換算比が1.09となること。これに対しまして、北海道開発コンサルタントからは小樽市環境部の説明や同社がこれまで伍助沢処理場の埋立事業計画等にたずさわってきたなどの経験から、各種ごみを混合理立てしている小樽市の場合、換算係数として1前後の数値を採用することは妥当であり、具体的には、東京都の資料の中の不燃不適ごみの係数1.02を参考にすることは問題ないとの見解が示されたものであります。このことについては、去る12月5日に同社技術者の来庁を求めて確認いたしました。また、あらためて12月12日にも再確認をしており、その際に道内の埋立処分場でも小樽市と同様の混合ごみを埋め立てしている場合には、ごみ1トンが1立米程度であるとの説明を受けております。上記の内容について相違ありません。北海道開発コンサルタント株式会社環境衛生部副主幹、水上伸雄。以上でございます。

委員長

ただいまの報告事項に対する市民クラブ、斉藤委員の質疑を行います。

斉藤(裕)委員

ただいま報告を受けました。昨日の答弁で、ちょっとおさらいさせていただきますけれども、これはほぼ間違いない数字だと思いますけれども、ほぼというよりも、ご答弁いただいた数字ですから。

この1.069という、コンサルと話し合った、助言を入れて導き出した数字、これは生活系一廃が2万4,322、生活系一廃の不燃物が8,945、事業系一廃が1万6,910、産廃が4,920、計5万5,097トン。そして、それぞれの立米数を皆さん出されました。昨日の答弁では5万9,805立米、これに基づく数字がコンサルと何回も協議されたということですが、これが1.069ということでもあります。

環境部副参事の答弁にはこうあります。くどいようですが、「5万5,097トンに対して5万9,805立米でございますので、これを単純に割り返しますと1トン当たり1.069という立米数になります」、これが今日、今出てきた資料です。私の電卓に狂いがなければ、これを割り返したら1.0854492985になるんじゃないですか。コンサル間違っただけじゃないですか。説明してください。どうですか。

環境部副参事

ちょっと今、後ろで計算してもらいましたら1.085と出ました。

斉藤(裕)委員

これは、私は実はコンサルから皆さんの主張に近い数字が出ると、そして、生活系それぞれの昨日の答弁に基づいた仕分けをしました。仕分けをして、さらに、皆さんの根拠の係数がありますから、それを分析して不可解な点を見つけた。しかし、それ以前にね、北海道開発コンサルタントが割り算間違っただけで回答送ってきたんですよ。皆さん、休憩とられた方がいいんじゃないですか。

これはね、0.02なんていう数字は皆さん大したことないかもしれないけれども、恐らく2万立米以上の違いです。こんなこと私もね、これまで行政事務の一般についていろいろひもといて、数字やなんか、皆さんには嫌がられるかもしれないけれども、積み上げてきました。しかし、道コンがね、ここまで数字、こうやってるのは。本会議の際、質問のときに、道コンから、コンサルから金返してもらった方がいいんじゃないかなんて、ちょっと言い過ぎたなと思いましたけれども、言い過ぎてなかったですね。これ基本計画自体が本当に大丈夫かと思いますね。質問にならないと思うんです、委員長。

環境部副参事

こういう形で北海道開発コンサルタントとコスト増補の係数を使って私どもが計算したということで、こういう考え方はまずいのではないかと、それで係数も含めて計算式も含めて、私どもの方でカウントやったのは間違いだと。こういう形で確認いたしました。それで、この1.069を含めてですね、私どもの方からこういう形になるんですけどもという形で、その当時説明した内容をですね、道コンが1.085という形で承知した内容自体が誤りかは別にしても、この1.069という数字を私どもが話したということについては間違いないと、こういう形で向こうの方も考えて出してきたのかな、こういうふうに考えております。

斉藤(裕)委員

今そういうことを言ってもね、それこそ古沢議員じゃないけれども、黒と白の札をみんなに持ってもらってですね、このコンサルが間違っただけ、これ間違ってる、コンサルが間違っただけになるんですよ、これ。だから私はしつこいようにコンサルからも回答を文書で欲しいと言ったんですよ。

これ議論になりませんし、間違っただけはもう間違っただけ、これどんなに言いわけしたって間違ってるんですよ、だって。これはちょっと今日、議論になりませんし、私はここまで来たらね、環境部と議論をしたところでそれは弱い者いじめになりますよ。私は今回の質問について、実は自分の手作業で導き出したものですから、おかしいと

いうことを導き出したものですから、ある程度不安はいつもありましたよ、自分が間違ってるんでないかなという不安。だけど、この割り算間違ったとかいう話になると、もう議論になりませんから、そうするともう、これ、委員長何とかしてください。こんなの合ってる間違ってるの話やったってどうもならないです。

(「明日もう1回やろう。予算委員会、今日は締めてさ。明日もう1回、でたらめばかりやってるんだ。明日もう1回予算やろう」と呼ぶ者あり)

環境部副参事

済みません。59,805を割り算するとなりませんか。1.06976という数字に。

(発言する者多数あり)

委員長

静粛に願います。

環境部副参事

この数字の関係でございますけれども、今私ども、各委員に説明した段階での資料を見ていただきたいと思いますが、その段階で、実際に計算した場合については、5万9,805立米で5万5,905トン、こういう形で計算を委員の皆さん方にお示ししたときの数字はなっているかというふうに思います。それで、私も6万トンにですね、当時6万トンにしてみました。5,000トンをですね、リバウンドということもあって59,805に対する6万トンの場合、こういう形でご説明したというふうに思いますけれども、道コンに示したときには、実数字のこの5万5,905トンの場合で数値を確認してございますので、この差が出てきたかというふうに思います。

斉藤(裕)委員

そういうこと言うんでしたらね、全部資料見せてもらえ。

いいですか、皆さん、答弁ですから、副参事の答弁ですからね。2万4,322トンに係数を0.63掛けたんでしょう。これあなたの答弁読んでるだけなんだよ。1万5,323、その次が8,945掛ける1.02、これは9,124、その次が1万6,910掛ける1.8、3万438、その次4,920掛ける1、4,920。これを足したらこうなりますと言ったんじゃないですか。

あなたの答弁は本当にすりかえが多い。そこまでそんなこと言われるとね、質問終わってませんよ、これ何だったんですか、そうしたら。我々がずっとしてきたのは何だったんですか。あげくの果てに、ここで明確に今読み上げているのに、これ割るこれでやりましたと言ってるじゃないですか。冗談じゃないですよ。しかもね、北海道開発コンサルタントというところがどんなところかご存じですよ。北海道のしにせのコンサルタントですよ。その判までついて、この文書を送ってですよ、そして1.069というね、数字が命のコンサルタントがですね、1.069という数字を確認もせずにくら判押したなんていう話になると大変なことですよ。

あなた、まずこれを認めることから初めて議論に入るんだったらまだ別だけれども、そんなこと言い始めたらね、本当に資料を全部言っていただきますよ。あなたの答弁卑劣だもの、だって。助役、どうされます。それとも、このまま、こんなけんかみたいな話ずっと続けますか。

助役

確かに今ご指摘がありました数字の取り違えで、こういった、昨日の答弁が取り違ってるといいますが、間違っているというようなことが今初めてご指摘をされまして、私も非常に責任を感じているわけでございます。それからまた、一連のこの議論を通じまして、本会議でも市長の方からご答弁してはいますが、幾つかの不手際があったわけでございます。そういったこと等を含めまして、いろいろ計数上の間違い、それから事務手続上のいろいろな間違いもございましたので、そういったことも含めましてですね、部の担当職員のあり方といいますが、そういうことも含めまして厳しく指導してまいりますので、何とかひとつご理解いただきたいなと思っております。

斉藤(裕)委員

委員長、休憩とってください。

(「休憩とった方がいいよ、平場でやってもどうもならない」と呼ぶ者あり)

委員長

斉藤委員のこの問題で、体積換算の係数に関して随分と長い間の議論がございました。

具体的には数値、1.02などの数値についての議論があったのですが、最終的にコンサル確認の、いわば公式文書的な意味のある文書の数値が変わっていたと、こういうことで、ただいま助役の方からもこの件について不手際があったと、こういう反省の答弁もあったものですから、その辺をポイントにしなごら質疑をしていただければ大変ありがたいというふうに思います。いかがですか。

斉藤(裕)委員

休憩とってもらった方がいい。

委員長

では、理事の皆さん、かたくなな斉藤さんの休憩ということで。

斉藤(裕)委員

かたくなな何も、事実と違うもので計算されてるもの。こんなの、どうやって始末したらいいかわからないです、今のところ。

委員長

では、わかりました。

この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後6時11分

再開 午後9時07分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長から、休憩の経過及び今後の委員会運営の持ち方についてご報告をいたします。

休憩の間、委員長、副委員長とも、斉藤裕敬委員及び助役をはじめとした関係理事者と精力的にお会いした中で、何とか予算特別委員会の正常な運営に努力をしてみいました。

その結果、斉藤裕敬委員から、本日提出された資料の中、道コンの担当者を当委員会に参考人として招致してもらいたい旨の申出があり、先ほどの理事会で協議の結果、予算特別委員会の日程を来る19日に追加して開催することとし、同日に参考人の意見聴取を行うことといたしました。

以上が経過でございます。

大変お待たせをし、また、ご苦勞をおかけいたしました。

それでは、質疑を続行いたします。

斉藤(裕)委員

委員長から今報告があったとおりでありまして、各会派の皆さんと合意の上、そういう段取りになりました。詳細については19日の日に再度質疑はさせていただきますけれども、ここでは市長に申し上げたいと思います。

今回の3定から始まった環境部のかかわり合い、この質疑というのは、主義主張のぶつかり合いであるとか見解の相違とか、そういったものではなくて、法令違反であるとか、または届出日付を業者にさかのぼらせたことであるとか、今日の数値が明らかに間違っていたとか、こういった議論の余地がない問題があからさまになった。こういうことだと思うんです。

理事会でも、他の会派から指摘がありましたけれども、お粗末と、こういう指摘も他の会派からありました。私

も同感であります。これは市長の抱いている行政の活力といいましょうか、効率的な行政というものとはかけ離れているのではないかと、こう思います。つまり、今、巨大な、巨額な建設費が必要なごみ処理をこれから取り組まなければならないのに、本会議でも申し上げましたけれども、これで大丈夫なんですかと、こう指摘せざるを得ません。まるで組織疲労してるのではないかと、こう思うんです。

市長は本会議の答弁でもですね、内部体制を精査の上、何か考えられるようなご答弁をいただいたと記憶しております。今後の体制、そして責任の所在、いろいろなことがこれから解決されていかなければならないと思いますけれども、そのことに対する今市長の心のうちにあるものをお聞かせ願いたいと思います。この1点だけ伺います。

市長

このたびの一連の環境部の対応につきましては、斉藤委員はじめ、さらにまた委員長、委員の皆様方に大変ご迷惑をおかけしたと、こういうことにつきましては申しわけなく思っております。

先ほどお話ありましたように、本会議にもお答え申し上げましたけれども、環境部の体制の見直しにつきましては、今後十分検討してみまして、また、職員指導につきましては十分指導してまいりたいと思っております。

委員長

以上をもって市民クラブの質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。